

令和3年色麻町議会定例会3月会議会議録（第3号）

令和3年3月9日（火曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
----	-------	----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	井上勝美君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	早坂恵子君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浦山真治君
建設水道課長	渡邊勝男君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	山 田 栄 男 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第3号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番大内直子議員、2番佐藤 忍議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を継続いたします。

議長として議員各位にお願いがございます。一般質問は町長にするものであって、各課長等々にするものではないので、指名をなさらないようお願いをいたしておきたいと思っております。

次に、2番佐藤 忍議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。

〔2番 佐藤 忍君 登壇〕

○2番（佐藤 忍君） それでは、議員になりまして3回目の一般質問をさせていただきます。

1番目に、通告しておりました風力発電事業についてですが、色麻にもやっと春が来たようですが、今冬は近年にない大雪に見舞われ、道路の除雪作業などに関わった方々は大変御苦労なされたのではないかと、感謝申し上げたいと思っております。

その雪もなくなった八森山周辺での大規模風力発電事業が計画されております。昨年9月会議において福田議員が、12月会議でも大内議員が質問されておりますが、その後環境影響評価の手続はどのようになっており、現在どこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の風力発電事業についてのお尋ねがございましたので、回答を申し上げたいと思っております。

現在の状況ということだろうと思っておりますけれども、環境アセスメント制度とはまずもってですが、大規模な開発事業による重大な環境影響を防止するためにあらかじめ事業者自らが調査、予測評価を行って、その結果を公表をして、一般の方々や地方公共団体、国などからの意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の考えから、よりよい事業計画をつくり上げていこうという制度でございます。

それで、この評価法に基づく手続でありますけれども、まず初めに、事業計画段階での環境配慮書を作成をし、公告縦覧、意見の聴取を行います。配慮書は、既存の文献やデータなどを基に、事業者の環境への配慮事項の検討結果をまとめたものでございます。

この配慮書につきましては、令和2年10月28日付で経済産業省から意見が出され、完了をしております。

次に、方法書の作成でございますが、方法書は、環境アセスメントにおいてどのような項目についてどのような方法で調査、予測、評価をしていくのかという計画を示した

ものでございます。

今回の方法書の縦覧期間は、令和3年1月15日から2月15日までとなっており、この方法書に対する一般の方からの意見募集は3月1日までとなっておりました。

次の質問にも関連いたしますけれども、本来であれば、この縦覧期間内、2月11日に環境影響評価法第7条の2第1項に規定されておる方法書説明会が開催される予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染防止拡大、非常事態宣言が発出されている状況などから、中止の判断となったようでございます。

現在は、意見書の取りまとめを事業者が行っていると思われまます。

この取りまとめられた意見は、国、県に提出をされ、その後に県から本町に対し、意見照会があります。

方法書以降は、現地調査が開始され、調査が終了いたしますと、準備書を作成することとなります。

準備書の審査が終了いたしますと、評価書の作成となります。評価書は、準備書に対する意見を踏まえ、必要に応じ内容を見直したものとなります。

評価書が確定しましたら、住民への公告縦覧が1か月間設けられ、その後に工事計画の認可申請が始まります。

ここまでの手続に一般的にはおよそ四、五年かかると言われております。この風力発電事業に係る環境アセスメントの進捗状況としましては、方法書に対する一般の御意見を事業者が取りまとめを行っているという状況と思われまます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） ありがとうございます。

2番目の質問の答えも若干入っておりましたが、通告しておりましたので、②の質問も行いたいと思います。

環境影響評価法第7条の2第1項で、事業者は方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないと定めてある住民説明会ですね、中止になったというお答えはございましたけれども、もう一度どのような経緯、理由で中止になったのかをあえてお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

先ほど町長の回答でも若干触れておりますが、環境影響評価法第7条の2第1項に規定されております方法書説明会の開催でございますが、当初2月11日に本町の改善センターでですね、開催を予定しておったところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止あるいは緊急事態発令の状況等を鑑みまして、住民の安全を確保するためということで、事業者としての中止の判断が取られたという状況でございます。

既に縦覧期間も終了しておりますので、方法書説明会の開催は、もう開催されないと

ということになります。

この方法書あるいは準備書の説明会の開催につきましては、全国的にですね、やはり同じような理由から中止となっている状況のようでございます。

ただ、先日、山田議員のほうでも質問の中にありましたが、平沢地区で地区の総会の際にですね、事業者が来まして、方法書の内容を説明しているという状況を伺っております。

また、本町としましては、説明会に代わるものとして、事業者に対しまして説明会で使用する予定の資料をですね、配付してほしいという要望を出しまして、縦覧場所である役場の1階ホールで配付をしていたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 1つ御確認したいんですけれども、住民説明会を中止したというのは、理由はコロナということですけども、町のほうから依頼したのでしょうか。それとも業者側が自主的に中止という判断をしたのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） お答えいたします。

聞いている範囲となりますけれども、事業者がもちろん自主的に判断をして中止にしたわけですが、その前にですね、国の所管庁であります経済産業省のほうとですね、事業者が協議、検討を重ねて、最終的には事業者のほうの判断で中止というふうになったと伺っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 2月11日の改善センターホールでの開催を住民の安全を確保するため中止の判断をしたというのは、コロナ禍の中適切な判断だと思います。

ですが、その後の平沢地区で地区総会の場でその説明会、説明会と言っていいのかわかりませんが、説明があったということは、平沢地区では安全が確保されて開催したということなんでしょうかね。

平沢地区の住民の方にちょっとお聞きしたところ、約30人くらいが集まったところでの説明があったと聞いております。11日をコロナの理由で中止しているのに、30人集まっている会場で説明をした。それ、いいとか悪いとかではなくて、この状況の中で30人集まった地区で説明ができるのであれば、改善それよりもっと広いね、改善センターホールでも何かできたような気がします。

あともう一つは、平沢地区でやったのであれば、なぜ小栗山地区ではできなかったのかなと。

地区総会がなかったからという回答もございましたが、必ずしも地区総会がなければ説明会を開けないというわけではないような私は気がします。これは私のちょっと勘ぐりかもしれませんが、どうも一回は説明会をやりましたよという既成事実をつくったの

に過ぎないのかなんと、ちょっと思ってしまうわけでございます。

確かに法律で言いますと、環境影響評価法第7条の2第4項では、開催を要しない旨の逃げ道がございました。再生可能エネルギー風力発電というすばらしい事業をやる業者にね、少し不信感を持ってしまうのは私だけでしょうか。町長はどのように感じておるか、ちょっと御意見を拝見したいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 業者にしてみれば、多分説明会をしたいと思ってますよ。できるだけ計画をつくった以上、理解を深めたいというのが業者のほうの立場でしょうから、ならば、集まれるものであれば集まってほしいという思いがあると思います。

別に私相談受けたわけではございませんがね、相談受けたわけではございませんが、業者からしてみれば、そういう思いではないだろうとかいうふうに思うんですが、いずれにしても、たまたま平沢のほうで何かの集まり、総会か何か分かりませんが、集まりのときに便乗をたまたまさせてもらったというだけであって、その以外の他意は多分ないんじゃないかと思うんですね。

ですから、そういうふうに、むしろ積極的にそういう小栗山地区であれ、どこの地区であれ、その風力発電についての説明を聞きたいというのであれば、集まっていいただいて、声をかけていただくのであれば、多分業者のほうとしては大変このうれしく、参加するのではないだろうかというふうに思います。決して町のほうでどうのこうの指図しているわけではございません。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 平沢地区で説明会を行っていただいたということに対しては、大変私はよかったと思っております。

できれば、いろいろ心配をなさってる町民の方々皆さんにね、こういう説明会に参加していただいて聞いていただくのが一番いいのかなと思ってはおります。

それとはちょっと別にですね、もう一つちょっと懸念がございまして、昨年8月21日に行われておりました県の環境影響評価技術審査会の中でですね、その会の各委員の方々から出された御意見ですけれども、砂防指定地の溪流の上流側の開発の抑止、それから、管理用道路、工事用道路での改編、それから事業区域の拡大、風力発電機本体の慎重な検討、溪流を好む鳥類への影響、それから景観資源に対する配慮、場合によっては基数を減らす、改編区域を縮小するなどの今後の絞り込みに対しての意見が出されております。

その会に出席、参考人として出席しておりました事業者の方は、こういうふうに言っております。環境影響によって風車の基数を減らす場合は、代わりに大きい風車を使うと。これはどういうことかという、あくまでも6万キロワットの発電量確保が最優先で、環境の影響を低減させるためだけに基数を、要するに風車の数を減らす考えのないことを示しておりました。

ちょっと、もうちょっとこの中継、町民の方も聞いておると思っていますので、もうちょ

っと簡単に説明しますと、1基の風車、3,000キロワットの風車、発電機と4,000キロワットの発電機を計画しているようです。例えば、15基しか建てちゃ駄目だよと。その15基ぐらいの建てるスペースしかないよというのであれば、最大の4,000キロワットのを15基建てて6万キロワット発生させますよと。ただ、20基建てても環境に影響がないというのであれば、20基であれば、1基当たり3,000キロワットのを建てますよというようなことかなと思っております。

このことは、要するに環境アセスメントを否定していることになりかねないのかなど私は思っております。そして、この業者の発言に対しては、各委員の方々からも困惑した意見が出ておりました。多分、町長もこの会議録に目を通していているかと思いますが、ちょっとこのやり取りを見て、どのように思われますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局業者の場合は、業者さんの場合は、やっぱり採算性ということが結局あるわけでしょう。ですので、これをいろいろ投資したときに、今言ったように、発電量をどの程度にするかということで、その投資したに対する採算性を考えるんだと思うんですね。

ですから、今の話からいけば、あくまでも何万キロワットの発電をここではしたいんだと。そのためにこういうふうにやりたいという業者の考えだったのではないかと思うんですよ。

ですから、その基数を減らせば1基当たりの発電量を大きくしなくちゃならないという意味だと思いますけれども、それに対してどうのこうのという、私としては何とも言えないんですけれども、全体の環境アセスの場合は、全体のいわゆる計画に基づいた中でのアセスでしょうから、1基当たりがどうだの、全体のあいつがどうだのというよりも、その区域の中の環境アセスということで判断されるのではないかと思うんで、それがいいか悪いかということについては、私としては何とも分かりません。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 確かに町長の言うとおりのことです。もし私がね、もしそれをやる事業者側だったとしても、できれば6万なんて言わないで、7万も8万もね、その場で発電できれば、それにこしたことはないですし、会社としてもそのほうが利益がございします。

ただ、それでは困るので、1997年に環境影響保護法というのが日本でも制定して、そういうことをできるだけ抑えましょうと。環境に配慮しましょうと。これ、ちょっとこの環境アセスメント調べてみたら、もう1969年にはアメリカで制度化になっているものなんです。日本では1997年、平成9年にやっとできた法律ができたわけなんですけれども、ただ、町民の方にも業者の方にもちょっと誤解のないように申し上げますと、この環境アセスメントというのは、要するにそういう事業をやめさせようとか、そういうのではございません。環境の保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていこうという制度でございします。ですから、我々の人体の体にも、それから、環境にも何ら影

響がない状態で風力発電ができるのであれば、もう15基でも20基でも私は構わないと思っております。

私が今前段で申し上げたのは、要するにそういう環境に配慮する、配慮していただく気持ちがあるのか業者の方にあるのかなど。あるのかなというか、配慮していただきたい。これを町でもきちっとチェックしてほしいというか、見守ってほしいというか、その辺をしっかりとしてほしいという気持ちがございます。

そういう意味でも、3つ目の質問に入りますが、方法書に対する意見の概要書類の提出でしたが、これはまだだと回答がございましたので、前々回でしたか、福田議員が提案しておりましたガイドライン、指導要綱などのガイドラインの整備が必要ではないかと。要するに、さっき私が申しました件に関して、町としてのね、ある程度歯止めというか、ブレーキというか、そういうものをかけるためのガイドラインの整備が必要でないかという御提案がございました。検討しますと、今現在どのように検討なされているか、町長お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まだ作成というところまではいっておりません。

この問題だけじゃなくて、全ての問題に関わるんでしょうけれども、やっぱり町として考えることは、当然それは一番なんですけれども、すべからくこのこういう新たなものをやろうということになるときに、やはり100%問題ないというになれば、それはベターなんですけど、やっぱりリスクというのも若干あるのがこれも常なような感じするんですね。

昨日も山田議員のほうからもいろいろこの関係についての質問もございました。受けました。ある意味では、地域貢献ということで、町に対してのプラスに利用できることはどうだろうか。これも一つの考えだろうというふうに思うんですね。

だからといって、町民の皆さんがそのことによって迷惑を被るようなことがあってはなりませんけれども、そういうバランスと言ったらいいんでしょうかね。そういうこともゼロ対100、何もなくていいことだけ100というふうになれば、それが一番いいんですけども、やはりゼロ、100ということはないような感じするんですよ。そういうことも踏まえて考える必要があるのかなというふうに思っております。ただ、あくまでも町民の皆さんの気持ち、これは大事にしたいというふうには思っています。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 町長の言うとおりの、確かにね、100%問題のない事業っていうのはなかなか難しいと思います。

当然リスクも発生いたします。ですから、そのために町独自のきちとしたガイドラインをつくってですね、リスクもこのくらいであれば何とか許せるだろうというリスクと、例えば健康被害とかいろいろなそういう部分で、いや、ここは絶対譲れないよという部分があると思います。

町長もね、いろんな回答の中で住民に不都合なことがあれば、町としてはね、事業を

進めないと明言しておりますので、町の事業ではございませんが、ぜひ慎重に用心深く考えていただき、本町の意見を提出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、慎重に判断をしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） では、1番目の質問よろしくお願ひして、大きな2番目の障害者福祉の充実についてに入らせていただきたいと思います。

これ、私①、②と分けて質問しましたが、ちょっと1番目、2番目、関連性ございますので、できれば一緒に答弁していただいても結構でございます。

1番目が障害者の自立支援、家族支援のサービス提供はどうなっているかという件と、あと2番目に、障害のある子供の教育、雇用、就労支援、多様な交流がどうなっているかというのをまとめて答弁願ってもよろしいですので、お願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の2つ目の質問、障害者福祉の充実ということでの質問であるようです。

町としても、この障害者の福祉関係については、これまではどちらかというところ、あまり重視されなかった部分ではなかったかなというふうに、自分では反省をしております。

それで、自立支援あるいは家族支援のサービス提供ということでもありますけれども、障害福祉サービスの利用者は、個々の障害の種類や程度あるいは介護者等の状況から、障害福祉サービスを利用している状況ではございます。

障害福祉サービスには、日常生活に必要な介護の支援を受ける場合には、介護給付、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等の支援を受ける場合には、訓練等の給付があります。広域で利用が可能と、このことについてはなっておるわけです。

町内の事業所では、介護給付として、町の社会福祉協議会が入浴や食事などの居宅介護サービスを行っております。

それから、訓練等の給付は、就労支援として、就労継続支援B型事業所「そにやる」というのが清水地区にあるんですけれども、また、相談とサービスをつなぐ役割の相談事業所が町内では町社会福祉協議会で行っております「しんしん」、そして、「そにやる」と同じ系列で行っております「こらそん」という2か所がございます。

本町の利用者は、自立支援と家族支援サービスとして、町内のほか、加美町あるいは大崎市等の事業所を利用しておるのが現況であります。

次に、障害のある子供、教育と雇用、就労支援、多様な交流はどのようになっているのかということでもありますけれども、障害のある子供教育についてですけれども、相談機関や学校等の連携により、通常の学級または支援学級、支援学校などを選択している状況でございます。

雇用については、高校等を卒業した場合は、その学校と本人、保護者などで進路を決

定している状況であります。

また、就職ではなく、生活介護という日中の活動系の障害福祉サービスを利用する場合もあり、子供さんの状況や雇用環境にもよる部分があるかと思えます。

コロナ禍で多様な交流ができておりませんが、体験の場を増やして交流するなど、障害者の理解も含めて、多様な交流が必要であると考えておるところでございます。

現在、町内には障害のある方の利用できる事業所が少なく、近隣市町村の事業所を利用している現状であります。御本人や御家族が必要とする障害福祉サービスの提供が受けられるように、近隣市町村や関係機関と連携を図って対応してまいりたいと、このように考えておるところでもございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 確かにね、町長の言うとおりの、私も実はそうなんです。人間誰でも年を取りますので、自分が高齢になってからの介護の支援とかサービスについては、大変関心があるんですけども、それ以外の、要するに障害者、特に知的障害者の方々にはなかなか直視できない。なかなか親身になって考えてあげられないというのが今の現実かなと思っております。

それで、色麻町にもそういう方々の就労支援、自立支援、そういうものをやっている事業所というのは1つしかないということでございます。

今説明の中にあつたいろんなサービス等のお話でしたが、ちょっと全体的にまとめてみると、何かね、加美町とか大崎市、それから、近隣市町村の事業所に何か頼り切っているのかなというように私は思えます。

いろんな事情があると思いますが、ちょっとその中で一つお聞きしたいのが、②の答弁の中で就職ではなく、生活介護という日中活動系の障害福祉サービスを利用する場合がありますが、これちょっとどういうことなのか、詳しく御説明お願いいたします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

日中活動系サービスということで、昼間の活動ですね、支援するための事業でございます。生活介護という介護給付がございます。この生活介護については、常に介護が必要な人に主にですね、施設で昼間入浴、食事などの手助けをする内容でございます。といいますのが、生活介護ということで、制度化されている事業でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 今の説明ですと、ガイドヘルパー制度と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） ガイドヘルパーというんですか、施設のほうでですね、施設に入所しながら、そういった昼間の時間帯に介護を受けるといような制度でございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 私も恥ずかしながら、この質問をするに当たって初めて分かった言葉もございまして、ノーマライゼーション、今回初めて認識しましたが、意味は、障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが通常な社会であるという考え方なんです。

それで、この理念に伴って、地域生活を望む知的障害者、家族が増えてきていると。要するに、簡単に言いますと、遠くのお金を出してね、遠くの施設に預けちゃうのではなくて、家族と一緒に生活しながら地域の助けを借りて生活していこうということだと思います。

それで、そのためにはですね、その中でも、一つね、地域での生活援助、ケアの体制ですね。それから2つ目に、家族の介護が緊急的に困難になったときや、虐待などが発生したときのためのショートステイ、それからグループホームの確保、それから最後に、さっき言いましたガイドヘルパー制度、そういうものの整備が必要になってくるかと思えます。

それから、もう一つございました。必要なケアが必要な人に必要なときに必要なだけ支援する役割を担うケースマネジャーの設置も必要だとなっておりました。それ全部をね、直ちにやりましょうっていうのは無理な話ですので、今現在町内で唯一就労支援、自立支援をしている「そにやる」の方のお話を聞いてきました。ぜひね、自治体の支援の下に、その緊急的なショートステイをできる施設を確保してほしいという切実なお願いがございました。

具体的にはですね、要するに、家族がお世話をしている障害者の方、その家族が病気とかね、旅行とかもあるでしょう。いろんな理由でどうしてもその障害者の方の面倒を見れない場合に、ショートステイできないかということだと思います。町長、その辺実現も含めていかがなものでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冒頭申し上げましたとおり、この障害のある方々、これは私らがつかんでいるよりも相当多いんだようですけれども、今まで町としてもどちらかというところ、あまり手届いていなかった分野だと思っております。

今提案されておりますショートステイ関係、やっぱり私も存じております。そういうことも必要だということは重々承知をしておりますので、これからですね、すぐというわけにいかないかもしれませんが、これを意識しながらやってみたいなど。ショートステイできる場所を確保できるように考えていきたいなというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 町長より前向きを御回答ございましたので、大きな3番の質問に移らせていただきたいと思います。

農業の振興についてですけれども、今年の1月27日付の大崎タイムスですが、町社会福祉協議会が行っている「ふれあいは一と訪問」活動の一環で、加美農業高等学校家庭

クラブの生徒考察レシピによる弁当が、町内190戸の高齢者世帯に無償提供されたという新聞記事を見ました。このコロナ禍の中ね、大変温かい気持ちに私はなりました。

その中で私が感心したのは、事前にデイサービス利用者から好き嫌いを聞いてヘルシーな具材と味つけでレシピ化しているというところでございます。こんなにね、すばらしい生徒さんたちがいる高校がすぐ近くにあるわけです。これまでの長期総合計画にも同高校と本町農業の連携促進が重要な課題となっておりますが、いま一つ目に見えてきていないのが現状です。改めて、本町農業と加美農業高等学校との連携、現状についてお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の3つ目の質問がございました。

加美農高との連携ということでの質問であります。加美農高との農業分野における連携でありますけれども、獣害対策連携学習及びワイヤーメッシュ柵設置作業や、農場でのエゴマの栽培、校内プロジェクトにおいて農業における課題解決に向けての研究等、ほかにも町の産業振興課でのインターンシップの受入れや、農場での農産物の販売機会の確保等についても情報交換をしながら、適宜対応しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） よく分かりました。

本町の基幹産業の農業をこれ以上衰退させないためにも、農業をやったことのない人はもちろんのこと、外国人の力も農業分野に必要となってきています。本町で農業をやってみたいという人たちに言語、文化、技術などを町支援の下、加美農高にて学んでいただく。そして、定住していただくというような連携も必要だと思っております。

何年か前に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の会議においてもお話しし、学校側からも前向きな意見をいただいていた記憶がございます。その後、具体的な進展はなかったようですけれども、こういう連携、町長いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 加美農高の生徒の皆さんとは、大変いろんな意味での連携というのは大変大事にしたいと思っております。

昨日も加美農高の関係についての山田議員からも質問がございました。何としても、ですから、加美農高を色麻町で存続させたいという思いでございます。

今の質問の中には、そのとおり全く同感なんですけれども、さっき質問の中に「はーとふる活動」ということが紹介ありましたが、加美農の子供さんたちの中にはですね、カッパの研究をして、全国の、あれ何賞だったかな、優秀賞か何かもらった生徒さんもいるんですよ。その書いたものを見させてもらったんですけれどもね、いや、私もびっくりして、いやよく調べたなと思って感心しておったんですけれども、そういう生徒さんもあつたりですね、それから、ついでに紹介をさせていただきますけれども、「J-GAP」加美のブランド米というのが今度包装紙を作ってますね、多分市販され

るんだと思いますけれども、5キロか10キロ入っているのかな。そういう米を今度出すようですし、いろいろやっぱり行ってみますとね、子供さんたち随分いろんなことに取り組んでいるなということを改めて感心させられております。

そういうこともあって、いろんなことで今提案されておりますようなことについても、連携を深めるように、できるだけ協力し合っていきたいというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 町長、ちょっと私が質問して、私が欲しいなと思った回答とはちょっと違うから、何かうまくごまかされたような気もするんですけども、もっと具体的に私がちょっと言いたいことを説明しますと、加美農高さんに中学校卒業した子供たちだけではなくて、要するに、大人の、それも例えばいろんな会社をリタイアした方で、要するに農業をやってみたいと、ゼロから農業をやってみたいという方とか、その中に外国人の農業、日本で農業をやってみたいという方も含めた、要するに農業の技術の学習を町の支援の下に、加美農高というのは寮がございますので、どんなに遠くの方でも生活には困らないはずですので、そういうことを加美農高との連携の下にやっていけないものかなというお話でした。再度、御回答をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） すみませんでした。

多分その考えについては、ちょっとハードルが高いんじゃないかと思っています。やっぱり学校ですので、県立の学校ですので、仮に私立であれば、私立であればそういうこともあるいは可能な分野が出てくるかもしれませんが、県立の高校ですので、今提案されておりますことについては、若干ハードルが高いと思いますので、何とも言えないような感じがします。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 確かにハードルは高いかと思いますが、越えられないほど高くはないんじゃないかなと私は思っております。

マラソンでも4分台は無理かなと思われておりましたが、この間4分台の記録が出ておりますので、ぜひこのハードルも越えていただきたいなど。越えることよって、色麻も、そして、色麻の農業も発展できるのではないかなと思っております。

それでは、②の質問に入らせていただきたいと思いますが、ちょっと①の流れと同じ形になりますが、町外から、さっきお話ししましたとおり、農業未経験者や外国の方々が入ってくるといろんな考え方が生まれてくると思うんです。農業イコール米ではなく、エゴマに続くね、特産品を作るという発想なんです、それを加美農業高等学校と連携して開発できないものでしょうか。前段でも述べました料理レシピもいいと思います。色麻産の食材を必ず使った弁当、コラボなどができないものかと私思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

佐藤議員の質問の中での御提案、非常にいい提案だなというふうに私も今聞いておったところでございます。

現状として、なかなか色麻町としての特産品として、今エゴマを推進してございます。新たな特産品もやはり開発していきたいという思いはございます。

そういう中で、加美農高さんのほうでは、プロジェクト研究の中でいろいろな自主的に生徒さんがそういう特産品だったり、いろんな農業上の課題解決に向けてのいろんな研究をそれぞれなさっておって、毎年2月頃に学習発表会ということで、その成果を発表しておられるようです。

今年はコロナの影響で校内での発表ということになりましたが、それまではバツホールや薬菜ホールで、私のほうも審査員という形で出席をさせていただきました。

その中で、私としまして、本町の特産品開発に向けてヒントとなるようなものはないかなという思いで、常に参加をさせていただいておりますし、非常に本町のいろんな農業問題の解決に向けても参考になり得るヒントがいっぱいあるなという思いを持っておりまして、今年も非常に期待をしておったんですが、コロナの影響で校内での発表になってしまったというのが非常に残念な思いもございますが、そういうところで、加美農高の生徒さんがもちろん農業高校ではありますので、農業の問題あるいはいろんな家庭生活の課題を取り上げて、そういうふうに研究をなさっておって、その際に極力色麻町に関わる問題を取り上げていただけるように、我々も生徒の皆さんに色麻町により関心を持ってもらうような工夫はしていかなくちゃいけないだろうなというふうには思っております。それがいろんな形で、特産品の開発だったり、本町の農業振興に役立つんではないかなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 2番佐藤 忍議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○2番（佐藤 忍君） はい。

○議長（中山 哲君） それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。2番佐藤 忍議員、どうぞ。

○2番（佐藤 忍君） 休憩を挟みまして質問させていただきます。

休憩前にですね、課長に褒められましたので、若干調子に乗りまして、色麻町の特産品でもう一つ御提案を申し上げたいと思います。

これも大崎タイムスに昨年11月に載っていたのですが、いや、びっくりしたことにね、

1面トップでした。1面トップで大きく掲載されておりましたフェイジョアです。町長も御存じのことと思います。新聞記事がちょっと小さくてね、見にくいんです。これでございます。このぐらい大きく載りました。大変珍しい南米原産の果樹でございます。味はですね、私はちょっと試食しませんでしたけれども、その栽培している方のお話ですと、パイナップルとバナナを足して2で割ったような味だということです。（「静粛に」の声あり）町内で1人だけ特産品として市販にこぎ着けたいと奮闘している方がおります。

このようにですね、まだ誰も知らない、まだ誰もやってないものをね、ぜひ色麻の特産品として奨励、支援してみる価値があるのではないのでしょうか。未知のものなので、例えば、例えばの話ですよ。まずは、ふるさと納税返納品に加えて反応を見ながら、そして、生食以外にも加美農高と連携を図り、加工品を開発できれば、これ話題性も十分ですし、それを基にですね、テレビ放映されれば、エゴマに次ぐ特産品かも、俺は可能だと思っております。試食経験のある町長の、ぜひ前向きなお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 色麻に国内ではあの苗木出てないんですよ。たしか出てないと思ったんですが、それで、私もあまり今言われておりますことについての知識はあまり持ってないんですけれども、たしか寒さには強いって言っていましたけれども、あれ施設内ではなくちやならなかったんじゃないでしょうかね。

よく分かりません。私もよく分からないんですけれども、今のところ上郷の鈴木さん1人多分でしょうけれども、どうですかね。国内に苗木まだ多分ないんじゃないかと思ってますので、もう少しその辺はいろいろ知識を高めていかないと広められないような気がしますので、もう少しこれは即答というわけにはいかないと思いますので、若干様子を見させてほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） もうちょっと御説明いたしますと、確かに南米、暖かいところの果物だということなんですが、耐寒性がマイナス七、八度くらいまでは大丈夫だと。それで、施設内ではなく、普通に路地でその色麻の方は栽培しておりました。それで、樹高が、木の高さがですね、さほど高くないんですよ。10メートルもなりません。何メートルぐらいで、それで、私が調査というか、視察したときには、普通のパイプハウスのビニールをかけてないところの中に植えてありました。ただ、冬場は防寒のために何かで囲う必要があるようで、この間の時点では囲ってありました。

それで、ちょっとお聞きしたところ、減反の圃場みたいなどころでも大丈夫でしょうかねという問いには、その方の栽培してるところも若干宅地のところよりは低い、本当に田んぼと同じぐらいの高さのところ栽培しておりましたので、それも可能ではないかなということでした。

いろんな自治体、いろんなところでやって、それが認められてから、それを取組み

うというのも確かにリスクが少なくていいかとも思いますが、それでは果たして特産品になるのかなど。ぜひ、このまだ誰もやってないものを、さっきも言いましたとおり、返礼品なり、それから、色麻町内の方々に配って試食してもらいなりして、そういう努力をしてみて判断して、もし少しでも可能性があるのであれば、もうエゴマに次ぐ特産品としてぜひ力を入れて、商品化にという私思いがございます。さっきと同じような質問になりますが、町長その辺再度、もう一度御答弁お願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに苗木はあまり出回ってないですよ。苗木はね。そのことについてもさっきの答弁と同じになりますけれども、もう少し研究させてもらわないと、果たしてどれほどの皆さんに受けられるかということもありますので、それから、ある意味での採算性ということもあるかと思っておりますので、ちょっとその辺はいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） ぜひ、ぜひぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思っております。それで、大きな3番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

4番目の質問の新型コロナウイルス感染ワクチン接種についてなんですが、これの質問に関してですね、昨日質問されました工藤議員と私が聞いたかったことが一言一句同じですので、工藤議員に対していただいた回答でほぼ十分でございました。

それで、この4番については、割愛させていただいて、大体時間どおりですので、私の3回目の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上で、2番佐藤 忍議員の一般質問が終わりました。

次に、4番白井幸吉議員の一般質問の発言を許可いたします。

一般質問席にて発言をお願いいたします。4番白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております質問事項によりまして質問をさせていただきます。

まずもって、工業団地造成後の企業誘致ということではありますが、大原工業団地第1工区造成が完成しまして、これから企業を誘致するという段階になってきたということで、今後の誘致活動やですね、団地の販売などについて質問させてもらうわけですが、私が一般質問の通告を行ってから今日に至るまで状況が大きく変わってまして、過般の全員協議会においてもですね、工業団地の第1工区に進出を計画している企業があると。そしてまた、現在協議を進めているということでもあります。

そのようなことでもありますので、質問内容をですね、若干変えなくちゃならないなという状況になりましたので、多少ですが、議長のお許しを願ひまして、質問をさせていただきます。

まずもってですね、その進出計画の企業との協議とは別にですね、質問の要旨の初めに記載しておりました、これまでの誘致活動、どのような活動を行ったかについてです

ね、まずお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の質問に答えたいと思います。

これまでの誘致活動をどのような活動だったということですが、これまでの活動というのは、情報発信と情報の収集、それから企業訪問、こういうことを中心に行ってきました。

その内容等については、担当課の課長からですね、情報の発信であったり情報収集の具体的なこと、それから、企業への個別に対しての具体的なことについては、担当課から申したいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 白井議員にお答えをいたします。

これまでの誘致活動でございますが、まずは、宮城県企業立地セミナーへの参加ということがございます。これは、毎年東京、名古屋で2回開催されておるわけでございますけれども、そのセミナーに参加をさせていただきまして、企業との情報の交換を行いながら、企業情報を収集するという活動でございます。

それから、もう一つは宮城県の関係部署との連携強化ということがございます。宮城県ではですね、主に産業立地推進課というところが企業誘致の関係部署として、本町企画が連携を取っているところでございますけれども、派遣職員もおりますので、派遣職員を通しながらですね、連携、連絡を強化させていただいているということでございます。

それから、企業訪問ということになります。例年ですと企業立地セミナーに参加された企業あるいは既存の立地企業等ですね、本社などを訪問させていただきまして、直接企業担当者と面談を行って、本町の立地の特性あるいはその優位性、町のその取組の姿勢をですね、直接訪問して伝えることで企業側の立地戦略等の直接感じ取ることができるということで、その個別の訪問をさせていただいております。

しかし、昨年度はですね、御案内のとおり、新型コロナウイルスの関係がございまして、セミナーの開催も中止となっております。

また、その個別訪問につきましても、都道府県をまたぐ、その移動の自粛あるいは企業側からですね、訪問を自粛していただきたいといったような呼びかけもございまして、これまでのですね、先ほど御説明申し上げました企業訪問あるいはセミナーへの参加といったような企業誘致活動が昨年、令和2年度ではですね、できなかったということでございます。

しかし、こういう状況ではございますけれども、定期的に関係企業にはメールあるいは電話等で御連絡を取らせていただいておりますけれども、引き続きこの状況を勘案しながらですね、必要に応じてその企業訪問活動が再開できるように、そこに向けてですね、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） これまで情報発信、情報収集、企業訪問等行ってきた中でですね、コロナ禍によって訪問自粛、企業からもね、来ないでくださいということなんでしょうけれども、自粛して、活動自体がなかなかできなかったということでもあります。

今課長の答弁の中でですね、定期的なメール、電話等という中でですね、その関係する企業というのはどのような企業なのか、分かる範囲で結構ですので、お聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えします。

関係する企業でございますが、これまで継続して訪問を続けてきている企業もございます。

それから、既にですね、立地されている積水ハウスさんも含めてそうなんですけど、既に立地されている既存の企業もございます。

そのような企業も含めてですね、訪問が可能な町内の企業にはお伺いをしたりしますが、やはり既に立地されている企業で本社が他県にある場合は、メールあるいはその電話等で状況をお伺いするなどの連絡を行っているということでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

継続して訪問してきている企業、また、既に立地している企業ということで、こういうことは非常に大事なことだと思っております。

そんな中でですね、最初にお話ししましたが、大原工業団地の1工区に進出している、進出を計画している企業と協議を進めているということで、大変ありがたい話だなと思いますし、そのような話が出てくるということはですね、色麻町にとって大変喜ばしい、我が町にとってもですね、久々に明るい話ではないのかなあと考えております。

現在その企業さんとは事業内容とか、工場の概要などの協議ですか、をしているということではありますが、そして、今後この工場の立地や操業についてですね、具体的な交渉が行われていくという、全員協議会での説明がありました。その企業誘致の実現にはですね、そして、最大限の努力をすると町長が申しておりましたが、ぜひともですね、その誘致に対してはね、頑張ってくださいたいと願っております。

そこで、その今回の協議を進めている企業ですか、その事業内容について、お話ができる範囲で結構ですから、デリケートな問題でございますので、その範囲の中でお話をお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さきに議員の皆さんにも若干話はさせてもらっておりますけれども、今回進出予定されているこの企業はですね、JA関係なんでして、ここまでに来るまでにJAの加美よつばの組合長をはじめ、幹部の皆さん、それから役員の皆さんに大分お世話になりました。

規模的なもの、あるいは内容等については、まだこれからなんですけれども、いわゆるパック御飯を作る会社ということで、正確には仮契約とかそういうふうになれば皆さんに改めて提案申し上げますけれども、その以前の段階で今いろいろ交渉をしているということです。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

ぜひですね、うまく交渉をしていただいでですね、来ていただければありがたいなと思っております。

そこで、第1工区1.7ヘクタールだと思いますが、今回のその協議の中でおおよそ売却面積等については、どのような打診といいますか、考えがあるものなのかお聞きいたします。これも分かる範囲で結構です。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

売却の土地の売渡しの面積ということでございますけれども、今現在全部、一部含めてですね、協議を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 面積については、現在協議中ということですね。

では次に、その販売価格といいますか、町長は以前にその販売価格、単価については、総事業費を販売可能面積でですね、割った価格を基本とすると。そしてまた、近隣市町村の工業団地の販売も意識して判断したいという考えをお聞きしましたが、その辺ですね、町長その辺どのような考えがあるか。これも回答できる範囲で結構です。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） もちろんまだ単価等についての協議は、まだこれからということになんですけれども、やっぱり前からこれは言っておったんですけれども、企業誘致する場合は、工業団地、色麻町にあるだけではありませんので、やっぱり競争なんです。それで、こちらの思うどおりにだけというわけにはいかなくて、やっぱり近隣の価格を一つの基準として、それ以下で頑張らなくちゃならないというふうになると思いますので、どの辺で落ち着くかはこれからということでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その工業団地の販売については、苦勞している自治体が多くてですね、あります。そして、当然塩漬けになってはいけないわけにありますので、その単価設定については、先ほど町長が申しましたが、競争があるということにありますから、私も多少のリスクをですね、あると考えております。

そのリスク等も踏まえながらですね、やっぱりこのチャンスはですね、逃してはいけないと思っておりますので、この件についてはですね、土地の売買計画とか立地の協定書の締結までですね、至るようにですね、頑張ってくださいと思います。

次にですね、その今後の2工区造成の関係の考えなんですが、前には1工区が販売できましたら次の工区を造成しますよという考えの下でお話を承っておりましたが、今後この1工区造成後の2工区の造成について、考えをお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

1工区造成の際にも御説明を申し上げておりました。1工区が売れたら次の2工区へ進むと。そのような考え、基本的な考えの下進めていくといったような、議員御発言のとおりですね、そのような御説明をさせていただいたところでございます。

したがいまして、2工区の着工につきましては、今現在の第1工区ですね、その売却する面積の動向についても関係してまいります。

ただ、今後ですね、やはり企業誘致を進めていくと。活動展開していくと。そのためには、やはり町として一定程度ですね、工業団地を確保しておく必要があるというふうに担当としては考えているところでございます。

したがいまして、今現在第1工区の売却面積、協議中ということでございますが、併せてですね、第2工区の造成着手に向けた準備も進めさせていただくと。そのような考えで今進めているところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） それとですね、現在1工区には盛土している土砂があるんですが、この2工区造成と併せてですね、その土砂はどのようにするのか。2工区に使うものなのか、確認の意味でお聞きします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

これも今現在第1工区の売却面積、この動向が関連してくるということになりますが、基本的にはその第2工区造成工事ですね、盛土材として活用したいというふうに考えております。

仮にですね、その第1工区が一部の売却というふうになった場合には、1工区の残地にですね、一時的にストックするということも考えられますし、あるいは大原工業団地の周辺での土の活用ということも考えられるというふうに思っておりますが、ただ、まずはですね、第1工区、担当といたしましては、全面積これを何とかお買い上げいただくというか、売り渡すという、そこを念頭にですね、協議を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 2工区造成のために使用するという考えということでもあります。

現在ですね、職員が県の経済商工観光部産業立地推進課にですね、派遣しておりますが、やはり今後ともですね、県と緊密な連絡で企業誘致に取り組むと、姿勢ということでも伺っておりますし、今回の長期計画ではですね、オーダーメイド方式というような

文言がですね、なくなるような計画になっているようでありますが、現在町のホームページにはですね、ホームページにはオーダーメイドでの企業誘致政策ということも記載してあるわけですので、その取組についてですね、町長の考えとしてオーダーメイド、レディーメイドですか、両方ですね、あるんですが、その考え方について、今後の企業誘致に基本的な考えですから、それをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱり企業誘致するというこのときに、工業団地をなくしてはですね、はっきり言ったら誘致できません、これは。ですから、オーダーメイドということで、企業のほうから色麻でないといけない仕事でもあれば、それは町のほうでそれを準備してあげるといふことについては、やぶさかではないんですけれども、通常であれば、企業のほうでは工業団地の条件、価格も立地条件もいろいろ全てですけれども、それを見比べて判断をするわけですので、団地があって初めてスタートラインに着くという考えでありますので、あくまでも団地を整備をして企業を誘致したいと、こういう考えです。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今回もそのような形でですね、協議がなされているわけですが、我が町の土地といいますか、それなりにですね、工場になれるような土地はいっぱいあると思うんですよ。ですから、町長はオーダーメイドについては今後どうするか、よく分かりませんが、そういう方法も常に考え方の中に持ってやるという考えはあるのかどうか、確認です。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、どうしても色麻に来たいんだと。ですから、色麻に行って操業したいので、場所を造ってほしいと、こういうお願いがあれば、それは対応したいと。要するに、それがオーダーメイドですので、それには対応したいと。

ですが、現実としては、そういうものは今までにはちょっとお目にかかっていませんので、あくまでも私としては、工業団地を整備をして、企業を誘致すると。ほかの団地と競争しながら、誘致をしたいと、こういう考えです。

全くオーダーメイドはないとは言いませんけれども、もし必要で、そういう話があれば、それに応じたいと思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 分かりました。そういう考えだということですね。

まずもって、今回のですね、その工業団地、大原工業団地に進出を計画しているその事業をですね、とにかく頑張ってください、契約のほうまで持っていけるようにですね、お願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

- 4番（白井幸吉君） はい。
- 議長（中山 哲君） それでは、休憩後にお願いいたします。
暫時休憩いたします。
午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 再開

- 議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。
休憩前に引き続き一般質問を行います。4番白井幸吉議員、どうぞ。
- 4番（白井幸吉君） それでは、通告しております2つ目のですね、鳥獣被害対策について伺いをいたしますが、農作物や農道、あと田んぼですか、圃場、あと畦畔などのですね、被害が年々拡大しているわけございまして、この鳥獣被害対策の現状はですね、相当厳しいものがあります。
そこで、ワイヤーメッシュ柵をですね、設置する中で、防衛省や県とも交渉を行っていると考えますが、その交渉の状況について、現在はどのようになっているか、まずお聞きいたします。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の2つ目の質問になろうかと思いますが、鳥獣被害対策について伺いがございましたので、回答を申し上げたいと思います。
防衛省、県との交渉状況ということでございますけれども、令和2年度において、ワイヤーメッシュ柵を広域的に約41キロメートルにわたり地区の皆様方の御協力を得て設置することができました。
次年度、令和3年度においても、引き続き設置をしたいと考えておるところでございます。
本町の場合、特にイノシシ被害防除のためには、王城寺原演習場周辺の対策が重要であります。演習場周辺の農地を守るために、演習場フェンスの補修及びフェンス内部の木の伐採、草刈り等によって緩衝帯の設置を要望し、ある程度は実施されてきております。しかしながら、補修等が追いつかず、被害防止の効果はあまり上がっていない状況というふうに認識しております。
そこで、フェンスの農地側にワイヤーメッシュ柵設置について相談をしたところ、演習場敷地内に入る部分については、財産の使用許可手続により、設置は可能との回答をいただいております。ただ、総論的には可能でも、細かい部分では課題が大分あります。継続して協議を進める予定としております。
それから、ワイヤーメッシュ柵設置に当たって、河川敷地内に設置する場合には、県の占用許可が必要となりますが、その手続には多大な労力を要する現状であります。こ

のことは、県の有害鳥獣対策の窓口となっております担当課でも認識しており、県庁内部で関係課間で検討中と伺っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今のお話ですと、防衛省との協議は相当進んでいるように見えますが、先ほどの回答の中でですね、フェンスの農地側にワイヤーメッシュ柵設置について相談したところ、財産の使用許可手続により設置は可能との回答をいただきましたということではありますが、その農地側といいますと、演習場のフェンスは境界より演習場側のほうに下がって設置されてるように私は記憶してるんですが、そうしますと、そのワイヤーメッシュ柵、農地側に設置するということは、その設置する場所は、演習場の敷地内と考えてよろしいのでしょうか。お伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） そのようにですね、設置ができることになればですね、相当効果はあるのかなと思いますし、また、その河川のほうですね、この辺もですね、回答によりますと、河川占用には多大な労力を要するという現状だということでもありますけれども、その演習場だけが解決してもですね、その隣の河川、これもですね、解決しないことには、侵入防止柵の設置目的からしてですね、なかなか解決はできないということになりますので、その演習場のほうも解決した中で、河川もということで、一つ一つ解決していかなきゃないと思うんですが、その辺のですね、交渉をですね、今後特に河川のほうですね、なかなか難しいという話なんですが、今考えられるような、その交渉について何か町長のほうで考えはお持ちなのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局こういう問題だけじゃなくてですけども、どうしてもそれぞれの担当課、それぞれの自分の課の部署、そのことがありますんで、例えば土地改良関係なんかでも大分手間取ったようでしたけれども、河川の工事をするのに土地改良関係のほうではいいけれども、河川のほうではだめだよと、こういうふうにはですね、どうしてもその担当課、担当課で連携というのがなかなか簡単でないんですね。

このことについても、そのとおりですので、それを今課の中で、関係課の中で調整をしてもらうようお願いをしているということでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 私も職員時代ですね、河川の関係でいろいろ県のほうに申請なんかに行きますとですね、なかなか結構河川は厳しいなと、河川課の方々は厳しいなと認識は持ってました。

その中でですね、今回答にもありましたが、県庁内部で関係各課で検討をしているという、その有害鳥獣に対してですね、検討しているということでもありますので、その辺

もですね、なお町長のほうからですね、強く検討していただいた中での河川占用がですね、できるようにですね、お願いしたいと思います。

そこで、ワイヤーメッシュ柵、今年度41キロを地区の皆様方の協力によって設置することができたわけですが、その今年度行った侵入防止柵設置後のですね、成果というものがどのように現れたか。また、そのことによってですね、改善点などがあるものなのかどうか、あったかどうかですね、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

本年度におきましてワイヤーメッシュ柵、約41キロ、地区の皆様方の御協力により設置することができました。その成果、改善点ということでございますが、まず、成果につきましては、実際のその設置が令和2年のお盆頃からという時期で、最終的には11月頃までかかった地区もございましたので、その設置が地区によってはかなりばらつきもあったということで、またさらには、全域、当初の構想の全域が設置が終わってないということもございまして、成果については、これからかなというふうに考えております。

それから、改善点ということでございますが、今後に向けての課題ということで考えてございますのは、2年度までは柵の設置をメインとして対策を講じてまいったわけですが、3年度におきましてもワイヤーメッシュ柵の設置を考えておるんですが、地区によっては、ほぼ地区が侵入防止柵で覆われた地区もございまして、一方では、まだまだこれからという地区もございまして、今年度以降その設置を考えていくということで、地区によって大分ばらつきがございまして。

そういうところで、この有害鳥獣対策を講じていく場合に、地区によってそれぞれ対策がかなり多様化しているというふうな状況が考えられます。その場合に、それぞれの地区に応じた対策を講じていく必要があるだろうということを考えております。

そういうところで、これまで基本的にはワイヤーメッシュ柵の設置をメインとしてやってきた対策が、今後は、多様化した幾つかの対策を組み合わせる講じていかななくてはならないということで、さらに鳥獣被害アドバイザーからの意見などをいただきながら、地区の皆様方の御協力を得て、それぞれの地区に合った対策を講じていきたいというふうに考えております。これが今後の課題というふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 成果についてはこれからだということですが、多分相当成果はあると思います。

また、地区によってですね、ばらつきがあって、それらによる対策を講じていかなくちゃいけないということでもありますので、今後ですね、その辺をよろしく対策を講じていただきたいと思います。

先ほども話した侵入防止柵が設置されていないところが演習場、河川であるわけなんです、その中でもですね、演習場の周辺の状況なんです、演習場から出てくるイノシシの糞道という、それ以上にですね、もう本当に人が歩いたような大きなね、跡に

なっているところがたくさんあります。

その演習場のフェンスもですね、イノシシに壊されたりですね、そしてあとまた、その壊さないにしても、その下をえぐってですね、出入りをしているというところが多分産業振興課でもですね、確認はしていると思いますが、先ほどありましたが、フェンスの補修もなかなか追いつかないということでもあります。私も確認、何回も確認しには行ってるんですが、やはりやったところもやはり壊れているというところいっぱいあります。でありますのでですね、そのフェンスの補修ですね、その辺もですね、一応ある程度は考えておかないとですね、常に出入りの状況になるんで、その辺は対策として考えておかなくちゃいけないなと思います。

また、併せてですね、3年度も引き続き設置するということではありますが、現在設置する場所、考えてる場所、先ほどの防衛の使用許可の手続関係も含めてですね、どこをですね、どこに設置するのか。また、延長等についてお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

令和3年度で侵入防止柵、ワイヤーメッシュ柵を設置を予定しておる場所、8地区につきまして、延長が約18キロメートルということで、各地区から要望いただきまして、現場の確認もいたし、その分につきまして、県を通して交付金の予算要求をしておるところでございます。

それから、演習場周辺につきましては、先ほど町長が回答で申し上げましたが、協議を進めていくというところで、実際の設置については、これは4年度以降になろうかと思えます。

3年度中にいろいろ協議を進めて、使用許可を頂くのにもこれも大分期間がかかるものというふうに考えてございますので、その手続を3年度中に進めて、4年度以降に設置というふうには今考えてございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 4年度以降になる、演習場周辺はね、4年度以降になると。また、3年度は8地区で18キロ。

ちょっと先ほどですね、フェンスの補修の関係言ったんですが、防衛省で設置しているフェンスに直接役場で補修してはいいものなのかどうか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えいたします。

演習場のフェンス、あくまでも演習場の所有物ということで、基本的には町のほうではタッチはできない。

ただ、現状としては、一般の農家の方々が補修しておるところはあるやに、私も実際そういうところは見えておりますが、確認してございます。

ただ、基本的にはあくまでも演習場側で当然修繕をすべきものというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その演習場側で補修をやらないと、やはりどうしても出入りしてしまいますんで、何とかその辺もですね、対応といたしますか、お願いしたいわけなんです、要は、王城寺原演習場ですね、町長に何度もこれ言ってるんですが、極めて重要な演習場ですね、日米地位協定にも中でも施設として提供している演習場でありまして、日本の国防にはですね、重要な演習場であります。その国防に対して、演習場を通して大きく我が町は貢献していると思います。でありますんで、その防衛に対しては、声を大にしてですね、いろいろ交渉してもらいたいなと思います。ちょっとその点一つ町長の確認します。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは、演習場関係なんですけれども、この演習場でのいわゆる有害鳥獣に関しての相談ということで、実は伊藤代議士のほうにも再三申入れをしてお願ひしておりました。当初、演習場の中に猟友会を入れさせてもらえないでしょうかというお願ひもしておりました。

ただ、ところが実際に猟友会の皆さんが入ったにしても、状況をつかめないということで、そうなりますと、むやみやたらに歩くわけにもいかないということになるんだろうと思いますので、ちょっとそれが難しいということでしたので、そして、結局は、フェンスの周りにワイヤーメッシュが何かという、そういう対策、それから、今言われておりますフェンスの補修、そういうことで、今伊藤代議士ともその件で話をして、防衛の中に話を詰めていただいておりますので、いい話が来るものというふうに期待をしておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 以前にもですね、ほかの演習場で猟友会というか、そういう方々がたしか大分の日出生台演習場だと思ったんですが、イノシシの捕獲ということで、演習に入った例があるということを知ったとき、町長が要望することについてはやぶさかではないという話した、それが今の答えなんだろうけれども、やはり、場内にいるのは間違いないのはイノシシがね、間違いないんですよ。

私どもも演習場の中にある水路の清掃なんかで行きますと、本当に生息している姿の場所といたしますか、巣ですね、分かるんですけども、やはりその中に入って捕獲できるようになるとは、相当の効果があると思います。

でありますんで、そういうことについてはですね、なお一層ですね、要望を代議士を通じての要望でも結構ですし、いろんなルートを通じてですね、協議会、防衛の協議会とかいろんな通じて、特に王城寺原演習場は3町村で構成されてる協議会がありますから、そういうルートを通じてですね、日出生台のような状況をやれるようにですね、何とかつくっていただきたいと思います。その点お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき言ったようにですね、実際に仮に許可下りても、それに当

たる猟友会の皆さん、色麻町、大衡、大和、それぞれの猟友会の皆さんが協力し合って仮に入れるということにしても、中の状況が分からないと、やっぱり危険だということみたいなんです。猟友会の皆さんがそれでもやってやっからというのであれば、それはそれで結構だと思うんですけども、それよりもさっき申し上げたとおり、フェンスの周りにメッシュ柵なり、あるいはフェンスの補修なりというほうが得策ではないだろうかということですね。

そして、伊藤代議士のほうの話の一端なんですけれども、防衛のいわゆる、防衛の自衛隊の皆さんあるいは職員もあるでしょうけれども、中でわななんかもそういうのできないかと。わなを設置するようなことはできないのかという話もされているやに聞いております。結論はまだ出てないと思いますけれども、そういうことで、いろいろ話を進めさせていただいております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 私も今わなの話をしようと思ってたんですが、先ほどフェンスのところから出てくるところですね、そういうところは、目に見えて分かるので、その辺にもね、集中してわなをかけるというようなこともですね、演習場通してお願いできないかなとは思ってはいるんですが、その辺ですね、例えば鳥獣被害対策アドバイザーですか、そういう方々からそのようなアドバイスとかですね、は受けていないものなのかどうかですね。出入りしてる場所ですから、集中的にそこにかけるというようなことですね。

何か実際見ますと、そういうのはあまりわなはないようなんですけれども、そういうことも踏まえてですね、その演習場の中に捕獲隊が入るというようなことも含めてですね、要望してはどうかと思います、考え方としていろいろあるかと思いますがですね、その辺町長としてどう考えているかですね、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

まず、わなの設置については、やはり演習場内はこれはNGというふうに言われてございます。当然、演習場内ということで、隊員の往来に影響があるというようなことで、演習場内にはできませんということは何言われてございます。

あと、それから、町長が先ほどから申し上げてますように、演習場内に入って猟友会の人たちが入って捕獲というのは、やはり全く演習場内の地形とか、そういうのが全く分からない状況で入って、やっぱり発砲するというのは非常に危険を伴うというようなことで、現実的にはかなり難しいということも猟友会の人たちから実際に言われておるというような状況がございまして。

そういう状況を踏まえまして、アドバイザーのほうからもどういう対策がいいのかというのいろいろ指導、助言をいただいたところで、やはり演習場内のフェンスの農地側にワイヤーメッシュ柵を設置していくのが一番現実的な対応ではなかろうかというようなことがございまして、今防衛のほうと協議を進め、その設置に向けて準備を進めて

いるという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 次にですね、その鳥獣被害対策アドバイザーの関係なんですけれども、これはみやぎ環境交付金で対応しているという事業であります、その活動とか、どのようなアドバイスを受けたとかいろいろあるんですけれども、一つ、そのアドバイザーから例えば有害鳥獣の個体数ですか、個体数、生き物ですから、移動や逃げ隠れなどをしてですね、数を数えることは本当に簡単ではないと思うんですが、個体数について把握することが一つ必要ではないかなという思いもあるんですが、そのようなアドバイスなどは受けているのかどうかですね、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

白井議員御指摘のとおり、やはり個体数が把握できるというのは、非常に有益なことかとは思いますが、ただ、現実問題として、個体数を調査するには、当然、経費的にも多額の経費がかかるということがございます。

ですから、それに向ける経費をむしろ柵の設置とか、そういう対策のほうに講じたほうがむしろ現実的ではないかというようなアドバイスも受けておるところでございます、それを踏まえて、演習場周辺に侵入防止柵を設置していこうというところで、今進めているというところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その個体数把握には多額の費用がかかるということで、やはりそうですね、結構多額の費用がかかると思います。

その個体数というのは、例えばこの前新聞では、福島のほうでは1キロ平方キロメートル相当数の数が考えられるというのがあったんですが、やはりイノシシ繁殖力が大きいもんですから、多いもんですから、その個体数もですね、相当変わってくるのではないかなと思います。

個体数についてはですね、費用がかかるということで、これは私もちょっとその必要性というものをですね、ちょっと考え直していきたいと思います。

その個体数とは別な話でですね、やはり捕獲、直接の捕獲ですね、やはり一番の手だてでありますけれども、その捕獲に頑張っていたらいてる鳥獣被害対策実施隊員、皆様方ですが、その方々の本年度の活動状況ですか、また、捕獲状況についてお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

鳥獣被害対策実施隊の皆様には、実際の捕獲活動やわなの設置、その見回り等の作業に携わっていただいております。現在、隊員16名でそれらの活動を最前線で活動をしていただいているという状況でございます。

令和2年度の隊員の方々の活動実績ということで申し上げますと、わなの設置、撤去

につきましては、延べ204回、見回りが延べ339回の活動をしていただいていると。このことによりまして、イノシシ32頭、熊8頭の捕獲につながったというような状況になってございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 見回りが339回といいますと、平均1日1回はですね、見回っていただいているという状況にあるかと思えます。大変御苦労さまだと思えます。

先ほど隊員の方16名ということなんですが、3年度予算でたしか20名の予算をですね、隊長、副隊長、隊員の方で20名となってるようなんでありますが、その年代別の構成といますか、どういう年代の方々が現在隊員になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

現在の16名の隊員の皆さんの年代ごとの人数を申し上げますと、30代が2名、40代が1名、50代が3名、60代が5名、70代が3名、80代2名の計16名となっております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今16名ですね。3年度予算で4名増えている予算がありますが、これは、4名増える予定ですか。

もし増えた場合の年代もお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

3年度予算では20名分の予算化をしてございます。これは既に資格を取って、3年度において実施隊として任命できる、委嘱できる予定の方が4名いらっしゃるということでございます。

その4名の年代の内訳でございますが、20代1名、40代1名、60代2名という構成になっております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 4名増えて20名ということですか。

今、年代をお聞きしますと、新しい方60代も2名の方がいるということで、そうしますと、60代の方が7名、70代の方が3名、80代の方が2名ということで、特に70代、80代ですと5名になるわけなんですが、新しい4名の方には新たに資格を取って入っていただく、大変ありがたいこととありますが、今言いました70代、80代の方5名おりますので、やはり、その方々にも今後も頑張ってくださいということも踏まえてですね、やはり今後もですね、その実施隊の補充については、考えていかなくちゃいけないということを思いますが、町長のその考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） できるだけ若い人に資格を取ってほしいというふうに願っております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） それでですね、その鳥獣被害対策実施隊員の方々には、大変御苦労さんなんですけれども、ただ、この方々はですね、ボランティアではないわけでありまして、そして、捕獲活動にはですね、やはりある程度の経費がかかると思います。弾薬とかですね、車の燃料、当然必要になります、その活動に対するですね、支援等はどうのようなものが現在あるものなのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

実施隊の皆さんに活動いただいております、その支援の内容ということでございますが、まず、わなの見回りにつきましては、1回につき3,000円、それから、わなの設置、撤去等につきましては、1回につき5,000円。

それから、実際に有害鳥獣を捕獲した場合につきましては、熊の場合は、1頭につき8,000円、イノシシの場合も同じく1頭につき8,000円。ただ、幼獣の場合は、子供の場合ですね、1,000円というふうになってございます。

これらの支援につきましては、国の交付金を活用して支援をしているという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 見回り3,000円、わなの見回り3,000円ですね。撤去については5,000円、捕獲については熊、イノシシ8,000円というような、そういう支援内容があるということであります。

この方々にですね、頑張ってもらっているという中で、やはり個体数を減らすのが一番なんですけれども、その隊員の方々、その資格を取るためのですね、免許資格の取得については、現在助成は行っているという状況でありますね。

また、猟銃の購入とか、保管庫の購入の援助については、3年度に行うというような、これは対策協議会を通してですね、援助を行うというような話は聞いておりますが、今後ですね、その免許の保有している方に対しての活動費の援助、また、そのまたフェンスの話になるんですが、侵入防止柵の維持管理の地区への援助などについて、この2つですね、この辺ちょっと町長は検討しているものなのか、考えているものなのかどうかお聞きしたいと思います。

免許保有者に対する活動援助ですね、あと、侵入防止柵の維持管理、地区への維持管理の援助ですね。その2点、考えているものなのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところ、どちらも考えてはおりません。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 免許保有者に対する活動の援助ですね、先ほど言いました弾薬とか燃料ですね、こういうものは、必要経費の中で当然その対策協議会を通してでもよろしいですから、鳥獣被害対策協議会ですね、これを通してですね、活動の援助をですね、ぜひ検討すべきではないのかなと思います。

あとまた、その侵入防止柵の維持管理ですね。今年のこの大雪の中で、結構ワイヤーメッシュ柵、あれですね、結構倒れてます。ああいうものについてですね、延長で幾らとか、そういうんじゃなくて、一律幾らでも結構ですんで、そういう地区に対する援助をやっぱりある程度考えておかないと、せっかく作ったものが効果がなくなるという場面が、当然地区においては、直すということはすると思いますよ。でも、やっぱりそれらに対してですね、ある程度の援助は、当然検討するべきではないのかなと思います。もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ状況を見ての判断ということになりますけれども、あくまでも今のところは考えてはおりません。

それから、猟友会の皆さんのさっき申し添えられましたことについても、それも活動費ということでは出しておりますけれども、いわゆる燃料費とかですね、弾薬の保管とかということについての助成ということについては、考えておらないところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） こういうイノシシの個体を減らす、あとまた、イノシシが侵入しないような柵の維持管理、せっかくね、活動していただく。また、せっかく建てたものをですね、やっぱり有効に長い期間使わなければならないということを踏まえながらですね、今後ですね、考えてもらいたいなと思います。

何日か前の新聞にですね、鳥獣被害防止の関係で国においてね、議員立法で、これは政府自民党なんですけど、都道府県が市町村の枠を越えて広域的に捕獲を進める際には、国が財政支援を行いますよということを検討するということがありました。

先ほど来、演習場を通しても話してますが、やはり生き物ですから、広域的な連携での対応がですね、これは重要であります。ですから、今後ですね、こういうことを検討していくべきではないのかなと思いますし、これまでそういう連携についての協議は、広域的な連携についての協議はしているものなのかどうか。

また、ないとすればですね、今後行うべきと思いますが、このことについて、町長に考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 広域的な話については、今までそういうことはございません。

ただ、状況的にそういうことが必要になれば、そのときの判断をしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） これまでそういう話合いは、協議はしていないということなんですけれども、先ほど言いましたけれども、その国のほうといいますか、国会のほうで都道府県が市町村の枠を越えて広域的に捕獲を進める場合において、国が財政支援を行いますよ。また、その猟銃所持の許可を更新する際のそういう技術的な面とかですね、あ

と、技術の習得するための免除の特例とか、あと、捕獲をした鳥獣の有効利用、ジビエとかですね、たしかあと、ペットの餌ですか、そのようなものにですね、検討するというようなことになるんですが、要は、国から都道府県に来て、それをもって市町村の枠の中で枠を越えてやれば、そういうものに利用できるよという法案がですね、検討されてるということですから、今後そういうものができた場合においてのですね、準備といいますか、そういうことを踏まえながら、こういう連携的なことを近隣市町村にですね、いろんな話合いの中で今後も持っていったらどうかと、下準備としても行っていくべきではないのかなと思います。もう一度町長の考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 鳥獣の種類は違ってはですね、県内多分35市町村、沿岸部若干ちょっと該当しないかもしれませんが、ほとんどの市町村が県内ですよ、ほとんどの市町村がこれ有害鳥獣ということでは、みんなそれぞれ問題を抱えていると思います。ですから、これまでは何回も例えば町村会なりでもですね、話題に出ておりますし、それから、この防衛関係のほうのいわゆる3つの町村での集まりの中でも話題に出ておりますけれども、いずれそういうことで、お互いに苦労してますので、今言ったような、白井議員が言ったような、当然動きますのでね、その町にとどまっているわけではありませぬので、動きますので、該当できるものであれば、状況を見て、そういうことに対して対応できるようにしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ぜひですね、その広域的なものにつきましては、近隣市町村、あと県のほうでですね、県のほうと一緒に検討をお願いしたいと思っておりますし、先ほど申しました狩猟関係の免許保持者に対する活動費の援助とかですね、防止柵の地区への援助とかですね、これをぜひ検討をしていただくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、4番白井幸吉議員の一般質問が終わりました。

次に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私出してる一般質問、通告案件約2件ございます。これについて御質問させていただきたいと思っております。

まず、当たり前のことを当たり前に御質問しますので、その上での御答弁をいただければ幸いです。

まず、始める前に、先週の4日、公立高校の試験が終わりました。中学校も残すところ今週の土曜日卒業式を控えるという段階になっているということは聞き及んでおります。

ただ、今回1か件目、私出してる質問については、町長と何度かやらせていただいて

る事案でもございます。今回もこの件について1か件目、学園のいじめ、不登校の現状等々につき、御質問させていただきたいなと思います。

まず初めに、昨年の3月、町はいじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定しております。その後、教育長及び学園の校長が替わって約1年がたつという状況ではございません。

そこにおいて、いじめ、不登校について、現状がどのように今推移しているのか。この条例の設置と併せ、お伺いをしていきたいと思えます。

まず初めに、いじめ、不登校の現状についてをお尋ねしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員のいじめの問題についての質問がございましたので、答弁をしたいと思います。

いじめ、不登校の現状ということですので、まずもって、2月28日現在の状況でお答えしたいと思います。

いじめについてであります。小学校では昨年度から指導継続中のものが4件、4名であります。

今年度は、6月に4件、4人、10月に1件、1人認知いたしました。

そのうち、いじめが解消したと学校が判断し、保護者に確認したのは、5件ありますので、指導継続中は4件でございます。

中学校ではいじめについては、昨年度から指導継続中のものが5件、5人あって、今年度認知したものは、2月に1件、1人でございます。

そのうち、いじめが解消しているのは、3件、3人であり、指導継続中は3件ということになります。

次に、不登校についてであります。小学校で30日以上欠席している不登校児童数は3名で、中学校の不登校生徒数は5名でございます。

それ以外の詳しいことについては、担当の教育長より答弁をさせたいというふうに思えます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいまの町長の答弁いただきますと、いじめについては、約トータルで継続中が4件、新規で5件、ただ、解消が5件あるので、4件が小学校でまだ継続残ってます。中学校の継続中が5件、新規認知できたのが2月に1件、ただし、解消等が出てきて、3件がまだ継続中。

不登校については、小学校3名、中学校については5名、合計8名ですか、いるということでございますけれども、簡単に町長にお尋ねします。

宮城県、いじめ、不登校についてはワーストシングルの数字でございます。本町のこの状況、町長はどのように捉えていますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変困っています。

最近といいますか、私も子の親として、大分前になりますけれども、その頃はあまり不登校という、あるいはいじめというのはあんまりは聞かなかったんですけれども、なかったわけではないと思いますが、あんまり聞かなかったんですけれども、ワーストと言われますと、大変困るなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、困ってる場合じゃないんですよ。昨年、平成31年の3月にこの質問してます。このときに、いじめは小学校で4件、不登校は中学校で1名。なおかつ、令和元年、小学校でいじめ1件、中学校で6件、不登校は小学校で1件、中学校で3件という状況だったんです。これを推移した中で、困ってるという話じゃないと思うんですよ。早期にはこれは本当は解決しなきゃない問題ではないかなと思うんです。

それで、1つこういうのあるんですよ。これ多分広報で出てる、町内回ってるいちょう、学校から出てる内容ですよ。この中にいじめについてと載ってるんです。いじめについて、学校としていじめは必ず起きるものと認識し、指導を行ってまいりましたが、2月現在認知件数ゼロ件、ゼロ件ですよ。ただ、町長の今の答弁聞くと、何件なんですか。この違いついていうのは何がこのような形になってるんでしょう。お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） お答えをします。

学校便りとのずれはですね、学校便りを発行した後、本当に2月のぎりぎりの段階で中学校1件認知したというものでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 教育長に聞けばいいんですかね、これ。小中一貫校学校便りになってると思うんですよ。小学校で今年度認知している件数、6月に4件、10月に1件、合計5人いるんですよ。2月現在ゼロ件、これは含まれないんですか。再度確認します。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 小中一貫校であります学校便りはですね、小学校のもの、中学校のものとして分けて発行しておりますので、そちらは中学校ということで、いじめについての認知件数を発表したものでございます。

そのゼロ件を発表したというのは、ゼロ件だからここまで頑張っているんだという意味でなくてですね、本当にゼロ件なのか、ゼロ件だけど、もしかしたら認知し切れないものがあるのではないかとということで、県教委からも私のほうからも積極的にデータを公表して、それで保護者の方に見てもらってですね、それでちょっとおかしいんじゃないか、気にかかることがあるのではなんていう意見はですね、寄せられるようなことをしてくれということで載せたものでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 要は、これは中学校だけということで、この件数が出てくる前の時点としてはゼロ件だったと、学校的には。ここにタイムラグが多少生じてるということで、それは御理解させていただきます。

しからばですね、2件目、この条例、今回いじめ問題対策連絡協議会、条例を設置しております。この条例内容、第1章から始まって、これの協議会、第2章、協議会の位置づけ関係、設置関係、第3章については、このいじめ問題の調査委員会等をつくり、さらに第4章では、いじめ問題の再調査委員会、これによって約22条から成る条例案だということでは承知しております。

しからば、この条例をつくって、この条例を進めていく上で、協議会のメンバーなるものがおられると思います。人数は前に聞いたことがございますけども、いま一度どういった方々がこのメンバーになっているのかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） いじめ問題対策連絡協議会の委員は、設置条例の第4条で関係行政機関の職員、町立学校の職員、児童または生徒の保護者、その他教育委員会が必要と認める者で、10人以内をもって組織すると規定しております。

委員は、宮城誠真短期大学教授、色麻小中学校校長、色麻小学校教諭、色麻中学校主幹教諭、色麻学園PTA会長、加美警察署生活安全課長、色麻町人権擁護委員、色麻町民生委員・児童委員、仙台法務局古川支局総務課長、北部児童相談所主任主査副班長の10人の委員で組織しています。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今メンバーが誠真短期大学の教授、色麻の学園の校長、教諭、小中の教諭2人、PTA会長、加美警察署の生活安全課長ですか、あとは人権擁護委員及び民生・児童委員、あとは法務局古川支局の総務課長、北部の児童相談主任という形のメンバーでやっていると。顔ぶれを見ますと、そうそうたる顔ぶれで多分進められてるんじゃないかなと思われま。

この協議会、設置して1年ありますけれども、これについても昨年の3月から1つの事業として予算をつけてるものですから、その事業内容等についてもお尋ねしておきたいかなと。

協議会、当初2回多分やる予定だったと思います。これがどのようになっているのか。

また、どのような協議をなされたのかを御質問させていただきます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 色麻町いじめ問題対策連絡協議会は、令和2年11月30日と令和3年3月3日の2回開催いたしました。

1回目の会議は、私からの挨拶の後、教育総務課長より条例の説明、会長、副会長の選任、報告事項の協議が行われました。報告事項については、色麻学園のいじめの状況等でございます。

協議事項については、いじめの状況と学校でのいじめ防止対策について説明し、その後、各委員から御意見や質問をいただきました。

2回目の会議では、いじめの状況と本年度に改定作業を進めております町いじめ防止基本方針について説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 2回はやってると。令和2年11月30日、今年の3月3日。直近ですよね、これもね。

昨今の事情は分かります。コロナ禍でどうのこうのというのはあると思うんですが、条例をつくって1回目、11月30日までかなりの日数が空いているのではないかなど。その間にも先ほどあったように、現状が粛々と大きくなっていくのではないかなど町長思いませんか。

やっぱり本気になってこれ条例つくった限りは、てこ入れをしなくてはいけないのではないかなど。会議は実際していると。いじめの現状、学校のほうの防止対策についても説明等々してはいるみたいですが、これ会長、多分、委員長、副委員長等は決められてると思うんですよね。どなたとどなたが委員長と副委員長なんですか。御確認をさせてください。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

町のいじめ問題対策連絡協議会の会長は、宮城誠真短期大学の教授、副会長は色麻小中学校の校長でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 会長は大学教授、副会長は学園の校長と。何とも言い難いような部分ありますけれどもね、これで決めて今進めてますよということなんだろうから、分かりました。

ちなみに、改定案、これつくってるということで、これ載ってるんですけども、これは時期そろそろ議会にも多分お示しするのかどうなのかと思うんですが、その点どうなんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

本町のいじめ防止基本方針につきましては、26年2月に策定されております。その後県のですね、基本方針のほうの改定が行われておりまして、本町のほうでもそれに合わせた形です、内容について、本年にですね、改定作業を進めてまいりまして、3月3日のいじめ防止対策連絡協議会のほうで説明申し上げました。

その後、今月29日に教育委員会定例会ございまして、そちらの定例会のほうで協議をして決定するというスケジュールでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） じゃ、これは今年度中にはある程度お示しはできる内容になるということよろしいんでしょうか。再度お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

本年度中に策定して、新しい改定された基本方針、来年度からですね、スタートして取り組んでいくということでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） この件については、次年度以降多分提示されるでしょうから、そのときにまたお尋ねしたいと思います。

4番目の部分の質問になります。

第11条第1号に関わる事案があったのか。これ、いじめ推進防止法の問題の部分だと思いますけどね、私として。また、第2号、法第28条の第1項に規定する重大事態というような案件はあったんでしょうか。

もしあった場合、調査及び取扱いはどのように対処し、また、改善はなされたのか。改善策等についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 第11条第1号に関わる事案についてでございますが、これはありませんでした。

第2号の法第28条第1項に規定する重大事態については、平成31年度に発生したもので1件ございました。

部活動で悪口を言われたことはいじめではないかとの保護者からの申出があり、不登校のきっかけの1つとしていじめが疑われると認知をいたしました。

いじめ防止対策推進法の実施により、当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに該当することとなり、3月24日にいじめの重大事態として、町長、そして宮城県教育委員会に報告をいたしました。

その後4月に新しい校長を迎えました。校長による記録や職員からの聞き取りなどの再調査を行いました。

加えて、県教育委員会の指導、そして、スクールロイヤーからの指導、助言も受けました。

そして、校長等が生徒宅を訪問し、本件をいじめの重大事態として認知したこと、今後も本人がよい方向へ向かうために全力を尽くし、サポートをしていくこと、学校としてのいじめ撲滅のための取組等を説明し、御理解をいただきました。

後日、保護者の方には町の調査委員会による調査を必要かどうか尋ねたところ、不要であるとの返答をいただきました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、教育長になる前、今の校長の前の事案ですよ。これ、31年ですよ。今出てきているわけですよ。重大事態。さっき言ったじゃないですか。困ってる場合じゃないんですよ。1件ここあるわけですよ。

この重大事態の第2項、相当な期間、これは何を表してるんでしょう。どれぐらいの

日数を相当期間とするのですか。お尋ねだけしておきます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 30日と捉えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今教育長から相当の期間30日以上という言葉いただきました。

冒頭に町長、説明してますよね。不登校30日以上、何人いるんですか。本町。重大事態1件、これでよく収まっているなど私言えると思いますよ。

なお、今回のこの重大事態について、学校に行って町長聞いてるわけですよね。説明されてるんですから、重大事態について。本当にこれ1件で本当に済む問題なんですか。

なお、この1件の御家庭の方、よくこれで御理解したなど私は思います。御理解のある家庭でよかったと思ってますよ。これが異義申立てして、調査委員会、果てはそれでも納得せず、町長部局の再調査に発展した場合、町長どう説明するんですか。困ってるって話じゃないんですよ。しっかりとここ受け止めてくださいね。

これ重大事態、町長聞いて、そのときどう思われました。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 学校関係については、教育長を中心に私としては全幅の信頼を置いていますので、私に対応できるのは、例えばケアハウスとかですね、あるいはスクールソーシャルワーカーの設置とか、そういうことに、いわゆる環境の整備という、そういう意味での環境の整備ということであって、内容等については、教育長を中心にしっかりやってもらえるものというふうにして、全幅の信頼を置いて指導してもらっているというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ハード面については、町長はしっかりとね、学校にケアハウスの設置、ICT、タブレットの設置、あと今年度ですか、次年度について、教育委員会に校長経験者1名専任で置く事案もあるみたいですね。着々と学校については、てこ入れをなされているというのは、形的に分かります。私も。

ただいかにせん、ハード面だけじゃなくて、実際心の病、ソフト面、重大事態起きて、町長、不登校になった子供の通信簿って見たことありますか。ありますか。お答えください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私は人のそういうことは見たことございません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員に申し上げます。挙手の上。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、町長、私見たんですよ。斜め線です。斜め線。可も不可もない斜め線。どういうことか分かりますか。1年生、2年生、斜め線になって、高校受験するとき、最終的に総合評価という部分、高校どうやってこれ評価するんですか、このお子さん。幾ら点数よくたって、採ってもらえない状況にあるんですよ。それを先

ほどもたく、薄ら笑いしてる場合じゃないんですよ。真剣に受け止めてください。そういう親御さんいっぱいいるんですよ。ここに8人の不登校の親のことを考えれば、笑える場合じゃないんじゃないですか。と私は思うんですけどね。

町長は、そういう考えなんだろうということで、ですから、この不登校、重大事態については、真剣にやっぱり対処するという部分じゃないかなと思いますよ。

全幅の信頼を置いて教育長にお任せをしているということなので、では、それを基にして、このお子さん方が改善されているのか。生徒児童がね、改善されているのか。されているというのであれば、その評価の仕方、成果、効果はどうだったのか。

また、されていない場合の改善策はどうなっているんでしょうか。どのような改善策を考え、実行できるものとして推進、進めるのか。

あわせて、できなかった場合も含め、その事由をお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 不登校の方のそういう評価法、通信簿なりをですね、どうやって見たらいいか、ちょっと私分からないんですよ。まずね。ですから、見たことあつかと言われたって、見たことないんですよ。別に私からそういうの見せてほしいということをお願いしたことももちろんございません。ですから、そのことを取られてどうのこうのと言われてもちょっと困るんですけども、見ていいものだから、どうだかということもあるんじゃないでしょうかね。

あと、さっきの質問に対しては、教育長に答弁させていただきます。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それではですね、現在重大事態について改善されているのか等についてお答えをいたします。

御本人、そして御家族の方にはですね、本当に甚だつらい思いをさせておりますが、いまだ登校できるまでには至っていませんので、現在も継続指導中であります。

学校では、担任、学年担当教師でなく、校長も含め、保護者との面談等、家庭との連携に務めながら、本人のサポートを行っております。

このような関わりを持ちながら、本人、御家族の気持ちに寄り添った支援をこれからも継続していくことが一番大事だと考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、見たことないのは当たり前ですからね、そのとおりでございますよ。ただ、今お話ししたんで、今後は、心の隙、頭の隅にでも置いていただきながら、考えていただければよろしいかなと思います。

なお、改善については、今継続中と、教育長のお言葉をいただいておりますので、継続中の中で、これの事業評価についてちょっとお尋ねしたいなど。令和元年度の実績における色麻町教育委員会の事務及び管理及び執行状況についての点検及び評価の結果報告書、これが令和2年の8月に発行されてる内容でございます。

これの22ページ、（3）望ましい人間関係づくりを目指す生徒指導の充実、これの③

として、主要事業として、いじめや不登校の未然防止及び早期発見、対応を図る指導体制の充実というのがあります。ここの評価、3なんです。3って何なのかなってちょっと私見てみたんですよ。評価の観点からして、数字の3、普通。普通です。

町長、前年度、31年重大事態出たわけですよ。これは、今年分かった話なのか、さておいても、3てことはないんじゃないのと思いますよ。もしくは、令和2年度の実績にそれが反映するのかどうか、私は分かりかねます。やっぱりそういう事務事業の内容もやっぱりどうなのかなど。結果報告は結果報告の数字だと言えればそれまでなんでしょうけれども、その点どのような考えで今いらっしゃいますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのピンポイントだけの評価ということではないと思うんですね。ですので、評価した人たちは、そういうことで3というふうに評価されたものではないだろうかというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 具体的な取扱計画等、こうなってます。日常から細やかに児童生徒を観察するとともに、毎月いじめ問題等のアンケートを実施し、積極的な生徒指導を通していじめや不登校の未然防止、早期発見、迅速な解決の対応を努めると。また、教諭間等の綿密な情報交換や共通理解を基盤とし、学校全体で組織的に指導できるよう、校内体制を整備すると。事業内容こうなってるんですよ。

ピンポイントでここ載ってんです。ピンポイントで。全体のはまた別ですよ。これ全体ですからね。それをそういう話をされると、事務事業のこの報告書の在り方ってどうなのかなって私どもは考えてしまうんじゃないでしょうか。いま一度そのあたりをやっぱり考え直していただきたいかなと思われま。

この点、継続中ということなんで、私もこれ以上ここは守るしかないのかなど。教育長及び今の校長を信頼して、今後改善するんだろうということを思っておきたいなと思います。

今までの観点の内容等含め、町長が理想とする色麻学園の在り方、昨日河野議員のほうに毎日伸び伸びと過ごせるようにやっていただきたいという答弁もありました。そういう考えの下、これを現実化できるように、今これだけの不登校の生徒児童がいる中で、行政の立場、教育長及び町長です。町長は、どのように教育委員会からこの話を今後聞き、また、町の行政の中でよりよい学園づくりにてこ入れができるのか。

ハード面は聞きましたよ。ソフト面等も含め、今後どのようにしていくのかお尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに昨日、河野議員の質問の中にもちょっと触れさせていただきました。

あまり高い理想は持っていないということも申し上げておいたんですが、私は、子供たちがやっぱり伸び伸びと学校生活楽しい生活を送ってほしい。その程度の思いでござ

います。

それで、今現実としていじめもある。あるいは不登校の子供もいる。そういうときにどうすんだということでしょうけれども、やっぱり家庭と学校と、あるいは今ケアハウスということで、その補完的に立ち上げておりますので、その連携をしっかりとっていただいで、お互いにその子供のために何をすべきかということ、真剣に捉えてほしいというふうに思ってます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の答弁もしかるべき答弁なのかなと思うんですけども、町長にお尋ねしたいんですが、2月28、色麻でとある会があったことは分かりますか。不登校多様な悩みを考える会というセミナーがあったこと。

本町の農村環境センターで開かれたと。フリースクールの方々3名がパネラーとして、約40名の方かな、これは会場に20名及びあとはZoom等の中継で約40名近くかな、参加なされたということなんですけれども、その件は御承知ですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） たしかタイムスのほうに載っておったので、その記事を見て知っておりました。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 記事を見て知った。何とも言えませんな。

この記事の中に書いてることもありましたよね。行政に求めることでというので。不登校経験があるパネラーの方がカウンセラーに怒られて傷ついて帰ってくる子供も多いんですよという指摘もしてます。フリースクールに通ってる不登校の数は数パーセントだと。

本町の状況、今ケアハウス、現状がちょっと私分かりかねるんで、ちょっと後ほど聞こうかなと思ってます。

そういったことも含め、現場を見て、やっぱり当事者目線でやっぱり支援すべきでしょうという記事が載ってるんですよ。やっぱり見てるんであれば、先ほどのような答弁にはならなかったんじゃないのかなと思うんですけども、どうなんですか、町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現場についてはですね、やっぱり教育長中心に教育委員会のほうで対応しているということで、その上で相談、こういう状態ですよという、そういう報告はございますけれども、現場での対応ということでは、私が直接行ってどうのこうのということとはしておりません。さっき言ったとおりでございます。

このNPOで主催されたようなんですけれども、この会議ですね。今提案されておった会議、NPOで主催されたようなんですけれども、大変ある意味では時宜を得たい集まりだったんだと思います。

あくまでも私は、この記事でしか内容等については分かっておりませんが、その後から主催者のほうからでもよく内容を聞いておきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これを教育長に聞いていいのかどうか、今朝議長から町長に質問しなさいということで、町長は記事でしか見てないということなんで、改めてこれ教育長及び事務方の課長はこの記事の内容及び現地に行ったのかどうか、それだけちょっと確認をしておきたい、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） その会合があることも存じ上げておりましたし、記事も知っております。また、そこで主催側もですね、そういう活動なさってる方だということも以前より知っておりました。

学校もですね、教育委員会も含めて、とにかく学校に来られないお子さんに対してはですね、あらゆる機会を通じて学びの場を保障したりですね、学校の復帰の手だてを講じたりするのをですね、応援しておりますので、もうしばらく前から、例えばフリースクール等についても、例えばけやき教室とかと同じように、活動内容を見てですね、出席日数にカウントするようなこともしております。

だからですね、必要であれば、学校からそういうところの資料をね、調べて提示することも可能なので、やはり、一人一人違いますので、それぞれに応じて対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 昨今の今の現在において、学校だけ教育現場ではない状況にもなってきましたよね。本町でも来年からICT、タブレットで遠隔授業もできるというお話も承っております。

そういったことも兼ねて、やっぱり子供一人一人がやっぱり皆違いますから、人の顔と一緒に。その点もやっぱり察しながら、教育環境の在り方、多様化の仕方をしていただきたいなど。

その上で、色麻の生徒児童が健やかに、町長言うとおりにね、健やかに、色麻っ子らしく生活できる環境を今まで以上に進めていきたいなど、取り入れていただきたいなど思っています。

そのためには、やっぱり教育長にも再度お願いしておきます。やっぱり教育長は、GMですよ。GM。よりよい先生を幾ら色麻に連れてこれるか。それが多分町長の全幅の信頼だと私思っています。それにやっぱり応えていただきたく、精進していただきたいなど思っています。

この件、どこまでいっても現状、今現状変わるわけではございませんので、引き続き見守りながら、現状の動向よくなる方向へ改善していただければということをお願いしながら、一旦この質問は終えたいと思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

- 3番（相原和洋君） 構いません。
- 議長（中山 哲君） それでは休憩後にお願いいたします。
暫時休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

午後3時14分 再開

- 議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。3番相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 休憩明け、引き続き質問させていただきます。かなりしんどくな
ってきてますけど、頑張ります。
2か件目、第5次長期総合計画についてということで出させてもらっております。本
年度、令和3年度に末、第4次長期計画が本町の内容が終了すると。これに当たり、先
月執行部より第5次長期計画についての骨子等についての内容の説明がございました。
これから第5次長期計画を策定し、実行するに当たり、当然町の財政状況等鑑み合わ
せながら、町長の考える今後の色麻町という姿が出てくるのではないかなと思われま
す。そこでですね、質問に入る前、長期総合計画、自治体としてこれをせざるを得ない状
況。昭和30年度から多分たしか開発計画ということになる、44年から旧自治法の改定、
第2条5項かな、これに当たる市町村の基本構想策定というのが義務づけられてきたと。
それが平成23年法律の改定と基本条例の策定義務がなくなったものの、各市町村及び都
道府県ではいまだにこの基本計画なるものを進めているという状況です。当然のこと
です。町の今後の姿を示さなくてはいけないということだと思われま
す。そこで、まず初めに、第4次長期総合計画が今回終了するに当たり、町長として、事
業の行政効果をどのように検証なされたのでしょうか。
また、それを基に検証の結果、第5次長期総合計画にどのようにつなげ、生きたもの
として進めていくのか。改善策は何だったのか等々含め、御質問をさせていただき
たいと思います。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の2つ目の質問、第5次長期総合計画についてとい
うことでのお尋ねでございます。
第4次についての、いわゆる検証し、第5次にどうつなげたかと。第4次の検証とい
うことについては、この前の全協の中で課長からいろいろ話あったとおりでございま
す。
まず、庁内において第4次の計画期間における事業の進捗等について検証作業をまず
行いました。その反映をさせながら、第5次基本計画案を策定してまいります。
また、個別事業に関しましては、例年事務事業評価を実施しており、その内容は、町
のホームページでも公開しているところでございます。

さらに、昨年8月から9月に実施した町民意向調査、まちづくりアンケートを実施し、第4次計画期間における施策の実現度に関する問いを設け、回答数にして627人の町民の皆様からの評価をいただいたほか、町民関係機関からの代表等で構成します検討委員会の会議においても重点プロジェクト等の検証をし、会議を進めてまいりました。

最初の回答とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長からただいま答弁をいただきまして、大体のことは分かりましたが、ここでちょっと何点か御質問を入れさせていただきたいなど。

長期総合計画なるものは、どういったものなのかなということをやちょっと考えながら質問させていただきたいと思われま。

本来基本構想があって、基本計画ができ、なおかつ、それに対する実施計画、その上で、財政計画及び予算編成があり、実施計画に移ると、事務実施に移るということになってきたんだろうと思われるんですが、その都度その都度事業の各計画等についてもそうなんでしょうけど、評価、成果等の検証をシーリングしながらやられてきてるのかなと。町長の考えるマネジメントサイクル的な部分は、そういうことなのかなという気では考えておりますけれども、初めに、第4次について、進捗状況、今回10年終わって検証作業なされたというんですけれども、具体的に第4次について、6つの政策があり、これを基にして24の施策大綱をつくり、実施してきたということで、それを重点推進プロジェクトなるもので置き換えていろいろ出させていただいているということが御理解はしております。

ただ、第4次、10年間やってきて、果たして全てこれができたんでしょうか。それともできなかったんでしょうか。

状況はどうなのか、まずその点、詳細について具体的にお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

今回、次期、第5次長期総合計画案を策定するに当たりましてですね、事前に第4次、第5次についての検証結果ということで、各分野においてのその事業の評価、そして見直した部分あるいは新たに追加した分、また、削除した分といったようなことで御説明をさせていただいております。

結果として、その第4次計画のそのプロジェクトについての成果はどうであったかということですが、全体的にはですね、全般的に見ますと、一定の成果は得たものという、これ一つ一つ細かな事業がそれぞれプロジェクトございますので、一つ一つの評価はそれぞれございますけれども、全般的なそのプロジェクトの結果から見ると、一定の成果は得たものというふうに認識をいたしております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今担当課長からある一定の評価はあったということなんですけれ

ども、ここに具体的に6つの柱あるわけですよ。健やかに生きる力、第4次の部分、保健・医療・福祉分野について、未来にはばたく力、子育て、学校教育、生涯学習かな、3つの生き生き働く力、農業、商工業、観光分野等々、4つ、自然を大切に生きる力、自然、環境分野等々あるわけですよ。これが細分化して、政策の部分から施策に移り、細かくその部分がまた細部にわたって24出てるということなんですよ。

100も200もある政策じゃございませんので、この24、実際にどれができて、どれができなかったか。それをお尋ねしたいということで聞いてるんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、施策の大綱全てで24ございます。さらには、その施策の大綱、いわゆる基本計画でございますけれども、基本計画にはさらにその基本目標があり、それぞれ主要事業、いわゆるその基本目標を達成するためのそれぞれの事業がございました。さらに、それぞれの事業の下、実施計画がございます。

ということでございますので、一つ一つ事業を並べますとですね、200とか300とか、ただ、毎回毎年3月に実施計画するにつきましても、主要事業について、3か年のローリングということで策定している実施計画でお示しをさせていただいておりますけれども、主要事業だけでもかなりの事務数がございます。

そういったようなものも含めましてですね、中にはもちろん未達成のもの、あるいはいわゆる財政的なものもあって着手できないもの、事業もございました。

ただ、そのような事業もあってですね、ありながら、1つの例えば施策の大綱としての大きな目標達成のためにはですね、それぞれ総括いたしますと、一定の評価、達成評価が得られたものということでの御回答を申し上げたところでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長からなかなか煮え切らない、なかなか数値的な部分で答えがいただけない部分があるのかなとは思われます。

やっぱりこういう部分、評価ですから、数値化。昨日ある議員が、やっぱり数字はうそつかないという言葉もあっており、やっぱり数字で示していただかないと、私も議員として果たしてよかったのか、悪かったのかという判断に困りかねる部分もあるんですよ。

要は、第4次今終わりました、これから第5次に移る。移る際に、この6本の柱を課長方が事務事業の中で検証し、それなりの評価をして、第5次の骨子の部分で反映しているという感じで捉えているわけなんですけども、その前段として、この第4次がしっかりと検証して、それなりの評価、言葉的に言ったら、取捨選択と集中という言葉ございます。それを今回の第5次にどのように生かして、今後の色麻町の方向性を決められたのかということにつながってくると思うんですよ。そういったことも加味しての御質問なんですよね。おおむね、ある程度というんでしょうか、評価に至ったということですよ、それについて、それ以上聞いてもこれは厳しいのかなと。

政策評価という言葉もございます。今回のこの6本の柱を大局的に見て、事務評価的な部分、実践評価的な部分、総合評価的な部分、これをどのように町長は捉えたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 課長が答弁したとおりで、おおむね100点満点っていうわけにはいきませんが、おおむね大丈夫だった、達成したなということですので、それを1つの土台として、向こう10年間、やはり今質問されるとおり、どういう方向を色麻町目指していくかということに考えを反映させておるつもりでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 第4次をある程度評価に至ったということで、町長は見ていらっしゃるかと。

その上で、今回第5次を骨子してつくって出しているものですから、なおかつ、町民の参加ということで、今回まちづくりアンケートなるものも実施し、約1,000名の方に対して67%ちょいかなの回答いただいた結果を今回第5次にも生かしているというお話だということで、御理解をさせていただきたいと、ここのあたりは思っております。

しからば、第5次にこれをどのように生かしながら、よりよい色麻の10年を見据えた基本構想及び政策、施策、事務事業、実施計画、それに付随する財源の在り方、財政計画等々、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実施計画になれば、財政計画も伴ってということになりますけれども、まず、これ長期計画、長期構想ですので、本町のどういう方向ということでのまづ方向づけをしなくちゃならないというふうに思います。

今年1月の冒頭での初議会のときの年頭の挨拶にも申し上げたつもりですけれども、我が町は、何十年前かは農村一本ということでスタートしてきたことも経験しておりますけれども、鈴木町長るときからであったかと思っておりますけれども、やはりこの農工併進ということで、あるいは山田町長るときからも始まったかもしれませんが、農工併進ということで、農業、それからさらに、工業ということに力を入れようということで、まちづくりの基本的な考えを来たと思っております。

私もそういう方向でいきたいというふうに思いますし、そして、この人口減少、いわゆる第4次長期構想のときに人口減少ということが大きい課題なんですけれども、このことについては、やはりこれからも本町にとっては、この人口減少ということ意識せざるを得ません。

できるだけ緩やかな減少ということ意識しながら、そして、この工業あるいは企業というものを導入しながら、財政に幾らかでもプラスになるように、そして、それぞれの相乗効果、農業対工業、商業、その相乗効果あるいは自営業とあるいはサラリーマンあるいは男と女ということにはなるんですけれども、そういう相乗効果が得られるようなまちづくりであっていいのではないかとこのように思っており、構想の中心に考えながら、

進めてきたということです。

財政関係については、実際にこれは実施計画ということになれば、当然財政計画ということが伴うわけですので、今はそこまでじゃなくて、できるだけ、例えば補助金のつくようなものとかということを中心に考えながら、長期構想を練ったということです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） しかれば、町長、今方向性的な部分のお話をなされてますけれども、町長は農業、工業を主体に人口減少を緩やかに進めていきたいと。主軸になるのは、農業、工業、そういった部分を基にしてというお話で聞いているんですけども、ここに基本構想が5本、6本の柱ですか、あるんですけど、町長の目指すべき姿、掲げてる姿は、ここに「自然を愛し、人が輝き、夢ある持続可能なまちづくり」という基本理念、今回出させてもらってるみたいですね。

これを考えると、町長が掲げる公約というんでしょうか、マニフェスト、町民の考え、理想と、あと、行政の考えがここにマッチングしてきてんのかなと、今回アンケートもしていますので、そういったことを位置づけしながら、今回基本構想をつくられたのか、まずお尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 自然を愛しというのは、多分理解されるんでしょうけども、やはり人口関係についてはですね、これはこれはこれまでも議会の中で話、話題として出てきたと思いますけれども、例えば本町でマイホームを考えているが、場所がないと、そういうこともあるわけですね。ですから、そういうことも含め、移住・定住促進プロジェクトというようなことでもテーマの中にあるわけですが、そういういろいろこのプロジェクトの中に思いを入れながら進めると、こういうことに理解してほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長が掲げてる政策とは何ですか。分かりやすく御説明ください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 細かいことは別として、まず、人口減少に対してどうするかということですね。そのために、若い人たちの定着をできるだけ期待をしながら、企業誘致を図っていくと。

それから、今申し上げたような色麻町に在住を考えてもらう人のために、そういう分譲地を整備をしたい。

あるいは子育てにあっても、子育てしやすいような、そういう奨励金あるいはいろんなこれまでやってきた、そういうものをさらに延長していくと。

そういう一つ一つ細かいことを言えば、そういうふうになっていくわけですが、大きく捉えてですね、やっぱりさっき言ったような、本町が活力が出るように、どの部分野においても活力が出るように相乗効果を期待しながらやっていきたいと、そういう思いでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 何で私こういう質問町長になされたかというんですね、去る令和元年9月、町長に一般質問で町長2期目の公約どうするんですかと御質問させていただきました。その際、後援会の幹部の方と話して、毎戸のほうに何らかの形でお示ししますというお話いただいたんです。覚えていらっしゃいますか。令和元年の9月の私の一般質問で、町長が2期目の就任した後です。

町長の公約は何ですかということをお尋ねした際、町長の後援会の幹部の方と町長は相談をし、広報等の形をどうにかして毎戸のほうにお示ししますというお話をしたんです。これ議事録残ってますからね。

それが私だけなんではいしょうか。見たことないんですけど、どうなんですか。だから、今回何をやるんですかということをお尋ねした次第なんですよ。その点どうでしょう。お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 選挙広報、実は私も作ったんですよ。ただ、無投票だということで、それが毎戸に配布されなかったということで、私の町長室には貼ってあるんですけども、いずれ出したいと思います。

ただ、毎戸には、今言ったように、無投票だということで、毎戸に配布はされませんでした。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、それ9月に聞いて、その答弁なされてるんですよ。無投票だったから、今回広報のやつを出さなかったんだと。けども、後ほど後援会の幹部の方とお話をして、何らかの形でお示ししますって、令和元年の9月にお話してんですよ。それを今そういう話されてんでは、どうなんでしょうね。

これ行ったり来たりしますけども、町長がそういう話ですから、もう1年以上たってますし、もうちょっとそこいら言ったことに責任持ちましょうよ。ね。その上で聞いてるんですから、その点をしっかりと受け止めていただきたいなと思います。

町長の言うとおりに、今企業誘致、子育て施策についての問題、あとは定住促進関係、あと企業誘致ですか、そういった部分をやっていくんだということで、多分これが細かいところでいくと、今回第4次が重点プロジェクトから重点戦略ということで変わった部分になるのかなと。

しからば、この部分でちょっとね、各事業の部分、実施計画はこれから出てくるというものの、これつくって、過去の検証どういうふうにして今回生かしてんのかなという部分が何点かあるんですよ。見てて。

例えばですね、高齢者と社会参加の促進、これ重点事項になってます。この中に、他世代と気軽に交流できる事業を推進したい。どういった形の事業を推進するんでしょうね。

あとは、学校関係ですね、これね。校舎一体、小中一貫校の一貫教育を発展させた義

義務教育学校へ向けた検討、義務教育学校を定住したい。町長の2期目の戦略ですか、断固前へというの、何か載ってたような気はしてましたけど、どういうものなのかなと。

あとは、循環型農業の確立、これ毎回出てるんですけども、具体的にどのようになっ
ていくのかなと。

あと、地域おこし隊、今回の予算にも多分出てくる部分ですか、制度の活用という部
分で、具体的にこれからこれは提示するのかなと思いますけれども。

あとはこれですかね。大崎耕土、世界農業遺産として評価された環境を次世代に残す
活動に取り組みます。簡単に色麻の場合、これはたしか居久根、契約講等が多分含まれ
てると思うんですよ。これの存続どのようにしていくのか、そういった計画、多分挙げ
たら切りがないです。そういったことも加味して実施計画を早急に示していただきたい
と。じゃないと、予算つけてもつけられないんじゃないですか。どうなんです。町長、
お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 10年を目標とした計画ということですね。それぞれ実施計画がも
ちろん出るわけですけども、10年間1回に出るわけではないんですが、途中ローリン
グということになっていたりですね、状況の変化ということに伴って、それぞれ対応の
変化ということにもなりますので、そういうことを含めながら、今いろいろ出ましたけ
れども、そういうことに、目標に向かって実現すべくやるということでやらせていただ
きたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 何となく分かるような分からないような感じでございますね。

しからは、今の町長が実施計画をすると。これから進めていきます。10年分出せるわ
けじゃない。当たり前のことですよ。そのために、中期計画、5年分、短期計画といっ
たものがこれから出てくるんだろうと思います。

ただ、初年度、今こういう特別な時期っていうんですか、コロナ禍という有事的な部
分の事業も含んでくるだろうと部分があると思うんですよ。

これをコロナが終息し、平常時に戻った際の財政シミュレーション等も多分立てなく
てはいけないのではないのかなと。

そういった部分をやっぱり先先と見ながら打っていただかないと、持続可能なまちづ
くりというのは厳しくなるのではないかなと。

そういった部分、町長としては、町長のブレンたるシンクタンクの課長たちにどう
いった形で政策の思いを伝え、施策として事業実施につなぐようにお話してるんでし
ょうか。お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、議員もおっしゃられたとおりですね、今回その長期総合計画、特にその基本計
画策定に当たりましては、やはり町長からは持続の可能性というところ指示がございま

して、まずは、その基本計画の策定姿勢としては、その持続の可能性というものを第一とさせていただいたというところでございます。

議員おっしゃるとおりですね、例えばどのような財源の裏づけがあるのか、あるいは現在の補助制度、いわゆるその事業計画に基づいた事業なのか、そのような事業をですね、優先的に、やはりよく総花的な、そういう計画ではなくてですね、あくまでも実現の可能性。

ただ、やはりそうは申し上げましても、夢のあるというか、いわゆる将来像を描くわけですから、そのようなことも今後やっていきたいと。そのようなことでの基本理念の策定になったというところでございます。

実施計画に関しましては、令和3年度の当初予算案、今御提案申し上げておりますが、御審議をいただきまして、承認いただきましたらですね、早速その新しい体系に基づいた実施計画を令和3年度の事務事業、主要事務事業の調整をさせていただいて、3月中にですね、お示しをさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今課長の答弁聞く限りでは、今回のこの長期総合計画基本構想について基づき、基本計画を立て、今年度分の実施計画というのがこれからの予算で御提示するんでしょから、ただ、そこに今度初年度だけじゃなく、向こう3年間の中期財政計画等々も出てくると思うんですよ。そこら辺のシミュレーション、多分立てていらっしゃるのかなと。当然令和元年から令和5年までの行革の実施計画とも出ているわけですから、当然これも加味してリンクしてくるんだらうと。当然、その前に事業の取捨選択、集中と選択ということで、スクラップ・アンド・ビルド、いろんなことをやっていると、インパクト分析、アウトプット分析等々なされてるんですよ。そこに町長の考えるMPMというものがあるのではないかなと思うんですよ、町長。どうなんでしょう。あるのであれば、その部分をもう少し分かりやすい内容で示していただきたいなど。あくまでも何か抽象的、こういうことします。こういう事業出るんです。じゃ、具体的に実施計画がどうなってくるのかな、これな。どっちにいくのかな。議員各位の判断が非常に難しく、今後問われる部分もあるのかなと。当然、課長言うとおりの国の財源、補助金、負担金関係の流れがどうなるか、そういった部分も加味してくるとは思うんですよ。ただ、町には財調というものがあったり、標準財政規模的な考えがあったり、将来負担比率なりの考えもあると思うんですよ、町長。それを町長はどのように見極めて判断して、よりよい町民のための行政サービスに努めるようにするんです。

まず初めに、町長にお尋ねしておきたいんです。簡単に。色麻町の標準財政規模ってお幾らほどだったら適正だと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 30億だったんだらうというふうに記憶しておりました。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ああ、町長ね、だったんだろうじゃなくて、そこは自信を持って30億前後だと言い切ってくださいよ。何か不安でしょうがない。こっちも。

今回それが41億という数字の金が令和3年度で組まれてると。こういう予算設定が今後どこまで続くのか。これが将来負担比率、一番怖いのは財政力指数ということにもつながると思うんですよ、町長ね。ほかの類似団体、ほかの自治体と比べて本町の状態がどうなのか。

議員各位よく言うじゃないですか。今の財政硬直化してませんか。大丈夫なんですか。町長、そのあたり、やっぱり数字はやっぱりね、うそつきませんから、しっかりと見極めをしていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに財政力指数は、本町は低いわけですね。それはそれで努力をしなくちゃならないということになります。

今この財政関係については、これは本町も厳しいことには間違いございません。その原因はいろいろあると思いますけれども、例えば外郭団体に対する、例えば組合あるいは広域、そういうことへも負担かなり大きくなってきているという状況あるいは本町にあっても人件費上がっている状況、そういうこともありますので。そして、この長期計画の進めていくというときに、やっぱり大きい事業も抱えるわけですので、これからは工夫をしなくちゃならないと。全部町で抱え込むことができるかどうかということも含めながら、判断をしていかなきゃならないなという思いであります。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長も本町において厳しい財政ということは御理解いただいているということで、ある意味ほっとしていいのかなのかということところです。

町長就任時のとき、財調幾らありました。覚えていらっしゃるでしょうか。財調に約13億というお金あったんですよ、あのとき。現時点令和2年の間に今何億まで減ってます。お尋ねしますから。

○議長（中山 哲君） 総務課長、挙手して許可をもらってから。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） すみません。大変申し訳ございません。

今年度末で大体6億5,000万円前後の残高になるんじゃないかというふうには推定しております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、今総務課長の答弁聞かれました。推定で6億5,000万円前後と。約半分なんですよ。半分。町長が就任して何年たちます。この間にどういった事業なされました。自分の思いの事業、もし分かるのであればお答えください。そっからお話しさせてください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 長期計画とどういうふうにつながっていか分かりませんが、まずもってですね、計算外の出費もありましたね。それから、今申し上げたとおり、や

っぱり組合関係のほう、いわゆる医療組合ですね、この関係も当初の出費数以降に臨時的に出費をしたりということもございました。

やっぱり財調というのは、確かにそれは多いほどいいわけですがけれども、そういう、いわゆる緊急の場合もこれを使わしてもらわなくちゃならないわけですよ。

ですから、別に財調で無駄な金、いわゆる使うことない金さ何かに金を使ったとかというものではないわけですよ。結果として、結果として現在はそこまで確かに減ってきてると、こういうふうになりますけれども、しかし、それはそれなりに効果ある使い方をしてきた結果、そういうふうになっているのであってね、それはあくまでも議会のほうにも通して議会の承認を得ながら使ってきてると、こういうふうになるんだろうと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長は議会に承認して通ったからよろしいんでしょうという話なんですけれども、私どもは町長方を信頼して、町民の裨益になるものだと思って議会で可決してるわけですよ。

その結果、検証なされるが事務局、執行部ということになるんで、その結果が事務作業として事務事業評価がどう出たか。おおむね達成していると。アバウトな話。

ただ、実際数字はこれだけ減ってきてんだよと。この減ってる数字をどのように活用して、集中と選択をかけてやったんですかと。これこのまんま、町長の言われる広域だ何だかんだに金が出ていった際に、町長がこれから進める長期総合計画にどこにどれだけ充当できるんですか。

具体的にこれだと、これから中間財政計画立てなきゃならないんですよ。今年度は立ってますよと。じゃ、来年、再来年に向けた今度計画も考えなくはないと。当然自立して単独で生きていくまちづくりを今後進めていく。そういう考えであれば、余計に先の先までは考えなきゃいけないのかなと。それが町民に対する町長としての責任ではないのかなと思うんですよ、私は。それを透明性を持って、分かりやすく、誰が聞いても納得できるものにしないではいけません。それが政治ではないかなと。それが長期総合計画の一番地一丁目の部分じゃないんですかと私は思うんですよ。

町長がかじ取り役ですからね。しっかりとそこを見定めをしていただきたいなということ聞いてるんですけども、いかんせんなかなか出てこないよ。

財源の確保、算出根拠についてもいただいていますけど、これをまた聞いてもなかなか数字的な部分答えていただけないもんですから、次の部分として、町長の考える10年後の色麻町の姿、これをどのように捉え、町長としての、先ほども言いましたけど、町民に対する説明責任、要は負託に応えることを含めて町長の責務、職務をどう今後全うしていくように努めていくのかをお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 10年後ですから、これは予想するわけですがけれども、まず、人口が多分6,000人台になるか、切るか、際どいどころでしょうね。10年後は。まず、それ

を想定として、ですから、本町のこの財政の運営ということについても、いわゆる働く人たちが少なくなってくるわけです。人口が落ちてくるというのは、若い人たちがいなくなってくるんですけども、そういうことで言いますと、町を運営するのにそれなりのいわゆるスリム化を求めていかなくちやならないと。

そして、これから施設関係、やっぱり将来にできるだけ負担を軽くするような考えを持っていかなくちやならないと。全部町で抱え込むというわけにはいかないでしょうから、そういうことでは、そういう要するに将来にツケをあまり残さないことを判断をしていかなくちやならないのかなと、そういうふうに思います。

そして、できれば、これは繰り返しになりますけれども、町民がそれぞれお互いに、さっき言ったような工業あるいは農業あるいは商業それぞれ相乗効果で活力を出せればと、そういう町にあってほしいという思いで進めたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の思いは分かります。人口減少という大きな町長としては悩みのネタがどうしても頭から取れない。これから10年後、果ては2040年ですか、45年。この辺りは町長は多分頭の隅に入れてるんだろうなと思われま。

ただ、そうしてもやっぱり6,000人、仮に6,000人を割ったって国から交付金は来ます。よく言うじゃないですか。身の丈に合った行政運営すれば、何も怖いものはないんじゃないですかと、議員各位から言われてんじゃないかなと思うんですけど、何か町長は今の現状を努めようとするがゆえの何か怖さを感じてんのかなと。やっぱり身の丈に合った内容で進めていけば、何も私はよろしいんじゃないかなと思ってんですよ。

そのための長期総合計画が一つの指針ではないんでしょうかと。町民に示す部分、町民は町という信託者に納税という形で応えてるわけですよ。その納税いただいた町民に対して町は信託者として裨益、行政サービスということで返していくと。町長言うとおりに、これから高齢、後期高齢化が相当進んでいく。そういった負担額も増えるだろう。それは、本町だけでなく、国全体の話にもなる話ですよ。ですから、これをここだけで考えて、頭悩みまでする必要はないんじゃないかなと私思うんですよ。

もっと大きく物を捉えながら、さっき子供たちにすくすくと過ごしていただきたいと。町長の言うとおりに、夢のある色麻町を町民の皆さんに見ていただきたいということではないかなと思うんですよ。

あくまでも限られた財源を有効、即効性を持って妥当性を考え、効率的なものにするためにはどうすべきか。その事業はどういったものであるべきか。当然政策は、町長のマニフェストというのが基本になってくるのではないのかなと。

今回10年分、町長の考えなんですかね、ここ一番大きいのは。こういったまちづくりしたいんですよと。職員の方にそれを基にして事業、政策を考えてくれ。事業計画をしてくれということじゃないんですか。それが今回の長期総合計画の柱だと私は思うんですけどね。

当然、今度は執行部の方々がそれに対して取捨選択、優位性も含め、何をどのように

して町民の皆さんに重点的に施策をするのか。はたまた、めり張りの利いた計画は何なのか。そういったことを考えて、今回御提案なされたのではないかなと私は思うんです。

具体的な対応策、まだ出てきてません。先ほど課長から出たとおり、実施計画これからですかね。しっかりとしたもの、誰が見ても分かるもの、極端な話したら、小学生が見ても分かるもの、そういった形にさせていただきたいなと思うんですよ。

そこにどういったお金がかかるんだろうと。当然第4次長期総合計画を検証し、判断し、成果、効果をそこで分析なされたシンクタンクの課長さん方おられるわけですから、これからの事業、優先すべきは何なのか。当然、指示出しは町長以下、副町長も含めて出てくるんでしょうけども、やっぱりそういうことをしっかりと先を見定めていただきたい。国の考えもあるでしょうし、県の考えもあるでしょうし、陰しく補助金関係もらえるところはどこにどうなのか。高くアンテナを課長あたりは張っていただきたい。そんな気もしております。それが今回の長期総合計画に生かしつつ、これをブラッシュアップしてシーリングしていくんでしょうしね、これからまだまだ。町民にそれをしっかりと応えられるものにしていただきたい。そんな思いでもございます。

いま一度町長がそのところをどのように捉え、進めていくんだと。マニフェストも出してませんのでね、何と答えるのか私も分かんないですけど、それを言ったら切りがありませんけどもね、それを今後これを基にして示していくということで捉えていけばいいのかなと私は思ってるんです。

それが町長の町長たる町民に対する説明責任にもなってくるでしょうし、それを町民がしっかりと見定めてやっていくんだらうと。

ただ、町でできるのも限界ありますからね。町長がよく言うとおおり、自助、公助、共助、これをどのようにこの中で取捨選択、集中をかけて進めていくか。それを町民の方にどのように伝え、示していくのか。それがやっぱり大きいところになってくるのかなと。

さっきの事業計画を取ってもそうです。やっぱり私たちが分からないのに、町民の方が分かるわけがございません。私だけですかね、分からないのは。ほかの議員各位については、優秀な方多いですから、御理解はしてるんでしょうけれども、なかなか飲み込みの悪い男でございますんで、もう少し突っ込んでやりたい部分もありますけども、まだ出てないと、課長のほうから言われれば、返す言葉もございません。

ただ、やっぱり数字がここにはいかんせん反映されてない。今後そういった部分を示していただければ、どういった検証をしてここに至ったのかなというのも分かると思うんですよ。当然事務事業の評価をして、今回の5次につなげてるわけですから、ただ単に言葉を並べても伝わり切れない部分は多々私はあります。

やっぱりこれに数字がリンクして初めて事業という部分になるのではないのかなと思ってるんですよ。これが事業出なければいいです。数字出なければ。ただ、事業であれば数字が必ず伴うんだらうと。数があると。数が出れば、その根拠が絶対あるはずだらうと。そういった部分をやっぱり示していただかないと、議員各位は判断しかねると。

そうした場合、何を指針にして判断すればいいのか。この言葉をそのままのみにしていいのかと思うんですよ、私は。

やっぱりね、町長ね、やっぱり10年後の色麻、しっかりとした形をね、捉えて、ここに基本理念もありますし、基本重点戦略も掲げてるわけです。これをやるという意気込みを持ちながら、しっかりと努めていただきたい。

なおかつ、やっぱり数字はうそつきませんので、先ほどみたく、標準財政規模幾らですか。30億だったかなじゃなくて、自信を持ってそういった部分やっていたきながら、町民に示していただくように。町は大丈夫ですよと、心配ないからと言えるような方向づけをしていただきたい。

また、それを課長たちはしっかりと受け止めていただきながら、町長についていっていただきたいのかなと。それを私どもに示していただければ、何もね、町民のためですから、しっかりと判断ができるのではないかと思いますよ。

判断できかねる部分が多々あると、これもやっぱり町民に移りますから、町民の方にしっかりと議会運営してるんだなと、町長以下議会もしっかりと自分たちのためにこういった形で行政サービス、効果を図ったことをやってる。そう思われるような町政運営をしていかななくてはいけないかと思うんです。その根拠がやっぱりこの長期総合計画、これに私は尽きるのかなと思いますんで、それをしかと。

○議長（中山 哲君） 以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後4時06分 休憩

午後4時12分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、10番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） それでは、質問をさせていただきます。

その前に、一般質問の冒頭で謝罪をなさいという話がありましたが、なぜ謝罪をしなければならないのか分からないので、謝罪はやめることにします。

それで、質問をさせていただきます。

第1点目は、積雪による災害対策についてであります。

まず、今年の令和2年度内における積雪による町内の被害状況について、正確な件数と被害総額の実態についてお伺いをいたします。

また、町行政といたしましては、どのような対応をなされたのかについても、まずお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の最初の質問、積雪関係の被害状況、町の対応ということでの質問がありましたので、回答をしたいと思います。

まず、被害状況でございますけれども、町で把握しております被害状況ですが、人的被害に関する報告はございません。住家被害に関しては、1階屋根の一部を損壊したとの報告を3月1日現在で1件受けております。

そのほかに、あたご住宅の雨樋の破損、色麻学園の雪止め落下の報告も受けております。

さらに、農業関連の施設被害として、全壊、半壊を含めまして、パイプハウスが56棟、堆肥舎が3棟、計59棟の被害がございました。

そのほかに、リンゴの枝折れ等の被害もございます。

それらの施設、ハウス内の農作物及びリンゴの被害分で7,270万円ほどと推計をしております。

町の対応ということになりますけれども、まず、この大雪被害については、農業関連施設の大雪被害については、国において支援策が2月に示されました。これを受けて、3月1日にJA主導で国の支援策に係る説明会を農政局の職員の方に来ていただき、開催したところであります。そして、個々の農家の方々の意向を確認の上、どの支援策を利用するか等を相談に応じたということでありまして。

それを受けまして、本年度事業として対応する分につきましては、早急に東北農政局への申請が必要でしたので、JAと連携をして手続を行ったところでございます。

来年度予算での対応となる分については、手続等はこれからということになりますが、町として、今回の大雪による被害を受けた方々に対し、農業災害対策資金利子補給の債務負担行為については、さきに議会の承認をいただきましたが、それとは別に支援策を考えて現在おります。そのことに関する予算措置につきましては、改めて御提案を申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変納得できる御回答いただきましてありがとうございます。

今年度の積雪数による被害につきましては、パイプハウスが56棟あったと。そして、堆肥舎が3棟の合計59棟。住家1階、住宅の屋根の一部の破損もあったようでございます。そこで、総額として7,270万円ほど。

そこで、安心しましたのはですね、農業災害対策資金利子補給とは別に、支援策をしっかりと考えていると。このことが非常に私は重要だと思ってました。

そこで、農家の方々が口々に言われたのは、こういうことなんです。災害は基本的に自己責任なんだと。そして、自らがそれを復旧するということは、これは覚悟していると。全く私はそのとおりだと思います。

しかし、農家の方々がそうで、そういう考えであるとするならばですね、やはりその

方々が復旧するための支援を政治的に、また、行政として後押しするという、その思いを町民の方々に届けることが最も大事なんだろうと思ってました。それ、大変感謝を申し上げます。

それですね、3.11の大震災、このときも個人の住宅、土地、こういったことについて甚大な被害を受けたとき、自然災害については、もちろん基本的に誰にもこれ責任ないわけですから、自立復帰が基本なわけですが、しかし、財政出動して、国が生活支援して税収を納められるように、やはり誘導するわけですね。

それと、この前の近々の地震、このときにもすぐに国が動いて、事業者に最大5億円、生活再建に300万円という、この前の地震でも早急に政治が動いたと。

そこで、色麻町としても多少時間の差はありましたが、被害を受けられた方々が納得するような、ありがたいなと思うような支援策を考えておられるという理解の仕方をしておりますが、金額は別に今ね、それはいいですから、という理解の仕方でもよろしいのかどうか、再度ね、お伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

今回の大雪被害につきましては、先ほど町長が回答申し上げましたように、農水省の補助もごさいます。それと、農水省の補助に当然乗らない分もあろうかと思えます。基本的にはですね、町としては、国庫補助受けられる方、受けない方に関わらず、1割の支援をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

実は、国の補助とか支援というのは、本当にこれ微々たるもんなんですね。はっきり言うとな。だとしても、災害を受けられた方は、ありがたいと。

さらに、町においてもハウスを倒壊された方、また建物をね、破損された方々に対して、たとえ大きなお金でなかったとしても、農家の方々は大変ありがたいだろうと思われまますので、しっかりとした支援をこれから具体的に行っていただきたい、このことをぜひお願いしておきたいと思えます。

それで、これから第3次分補正予算として、約ざっくり言うと1億円が入ってくるようですから、このお金のね、半分をこれに使えば5,000万になるし、ね、その4分の1を使えば2,500万になりますが、それはまた置いておいてですね、こういったお金を有効に使いながら、町民の皆さんの生活の支援をお願いしたいと、このように思っておりますので、この辺につきましては、執行部の努力を期待しております。そして、農家の方々をぜひ安心させてやってあげていただきたいということをお願いしてね、この辺につきましては、終わります。

次に、教育の問題について質問させていただきます。

それで、まず、この質問をする前にですね、独自に調査をしてみました。そして、しっかりとした機関からの情報を基に、今回の質問を有意義にしていきたいと思っております。

ますが、皆さんも御存じのとおり、今年度の児童生徒の自殺が昨年度比1.4倍に増えて
ます。そして、高校女子は、2倍以上になってます。大変びっくりいたしました。

それから、高校生の3割が中等度以上の鬱症状にあるとの報告がなされてます。これ
は、国立生育医療研究センターの調査によります。これは、国の機関の調査です。

そこで、高校生の3割に中等度以上の鬱症状、それから、小学4年生から6年生、こ
こは約15%の症状が見られるそうです。中学生で24%の症状が見られるという報告がな
されてます。

また、さらにですね、学校に行きたくない、このセンターの調査に回答したのが児
童生徒が3割、また、ストレス反応を示す児童生徒が7割、また、最近驚きましたのは、
教員志望者、教職員ですね、先生になりたいという志望者が減少したと。また、先ほど
3番議員が熱弁を振るわれたいじめ等の問題、そこで、私は大変、これ全国的なこと
ではあります、うちの町に照らし合わせても大変憂慮しております。心配しております。

そこで、また、教育長を中心にですね、教職員の方々にはもう一踏ん張りしていただ
きたいなという思いでこの質問を進めさせていただきますので、よろしく願いをいた
します。

そこで、通告していた質問について行いますが、全国的に校則改正、校則というのは
学校の規則ですね。改正の動きが活発になっているようですが、その理由について伺
います。

また、学園の生徒手帳に記載されている規則あるいは手帳に記載されていないが、生
徒たちが守るべきことになっている規則等について、まず伺います。

それと、これ一括してお伺いしますが、コロナ禍における部活動の現状と、今後の教
育行政としての位置づけについて伺います。

3点目として、タブレット端末の活用について伺います。

これを一括して伺っておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の2つ目の質問、教育関係についての質問であるよう
ですが、私のほうからは、この校則改正の動きが全国的に大分見られるということにつ
いて、私もそのように思っておりますので、そのことだけ私のほうから申し上げて、あ
とは小中学校関係の校則内容あるいはコロナ禍における部活動の現状、今後の教育行政
の位置づけ、そういうことについては、教育長のほうから回答を申し上げたいと思
います。

タブレット関係もですね。

今動きが改正、校則改正の動きが活発になっているということについては、時代と
ともに改正がかさなれてきているようにまず感じております。

また、先日、高校の女子生徒が髪を黒く染めるよう強く指導されたことが原因で不登
校になったと訴えた裁判もございました。あるいは、ジェンダーの観点から、校則の見
直しを図ったり、理不尽な校則を見直そうという運動があるということも事実でござ
います。聞いております。

本町ではどういう状況かということについては、教育長のほうから申し上げたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

まず、色麻学園では、現在生徒手帳は使っておりません。生徒手帳というものはですね、しばらく前から中学校等でも使わなくなりました。

小学校では、色麻小学校生活の約束、中学校では色中生の約束として、いわゆる校則として定めております。

例を挙げますと、具体的には、学校に届け出た通学路を制服で登下校する、頭髪は清楚な感じのする髪形にする、始業はノーチャイムなので、時間を見て行動するなどがあります。

これらの約束、決まりについては、入学説明会で保護者の方々に説明をしたり、生徒総会で約束事を生徒同士で確認し合ったりしております。

あくまで校則は学校長の裁量の範囲として定めるものでありますが、冒頭に申し上げたとおり、時代とともに見直しを図るべきものとして考えております。

また、規則を守ることの大切さや、規則の意味や意義について学ぶためにも重要なものと考えております。

次に、コロナ禍における部活動の現状と、今後の教育行政としての位置づけについてお答えをします。

色麻学園の部活動は、新しい学校の生活様式に従い、活動の前後に健康観察を行い、手洗いをするなど、声かけをしながら行っております。

1月に行われたインドアのフットサル大会において、サッカー部は準優勝を果たし、県大会出場資格を勝ち取りました。そのような中でありますが、1月後半からは、県内の感染がさらに拡大し、県大会が中止になる状況となりました。さらに、近隣の大崎市や加美町でも陽性者等が出ているところから、高校入試や卒業式を控え、3月13日までは対外試合を自粛することを加美郡内等の申合わせをしております。今後も感染状況を勘案しながら活動を行っています。このような、今年度はコロナ禍の中、これまでに経験したことのない制約の中での活動となっております。

次に、今後の教育行政としての部活動の位置づけについてですが、学習指導要領の中で部活動は教育課程外の活動であっても、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであるとの位置づけられているなど、子供の健全育成のために重要な活動と捉え、これまで同様に積極的に支援をしてまいる所存です。

一方、持続可能な運営体制が整えることも求められています。これは、少子化、教員の働き方改革を背景としているものとされております。大会引率を含む外部指導者制度など、新しい指導の在り方も最近試行されています。教育委員会で情報を集め、時代に合った部活動の在り方を検討していくことも必要になってきたと考えております。

次に、タブレット端末の活用についてでございます。

現在1人1台端末及びそれを活用できる環境整備に努めております。これは、定例会9月会議でも質問がありましたが、国のGIGAスクール構想の一環として行っている整備であります。学校では、タブレット端末の授業における活用方法について研さんを深めており、例えば2月10日には宮城県総合教育センター情報教育機関の指導主事3名を講師に迎え、研修会を開催するなど、新年度から活用に向けて準備をしております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） どうもありがとうございました。大変納得できる答弁をいただいた部分がかかなり多いのです。

そこで、さらにね、お伺いししておきたいと思います。先ほど私が今教育現場の現状を報道等、しかるべき機関がまとめた証拠書類に基づいてちょっと話をしましたが、実は、これ昨日今日のことではなくて、長年の積み重ねがこのようになっていると私は捉えてるんです。

そこで、教育長先生は、教育のプロです。それで、私は教育のプロでも何でもなく、素人ですので、多少失礼なことを言うこともあるかもしれませんが、お許しをいただいて、ただ、ああやれ、こうやれということは一切言いません。その分野の位置づけがありますから。そこでね、要するに、長年文科省の指導に基づいて教育現場を先生方が指導されてきたと。その結果が今の状況を招いてるわけなんです。実は。

となると、私はこの制度、仕組み、やり方に何か重大な欠陥はないだろうかとは私は素人ですから考えるんですよ。ね。そこで、今こういったことを改善するために何をするかというと、したらいいのかというと、一つの実験が行われているのがこれまでの規則を改正して、こういったものを改善しようという、その動きの軸にあるのがジェンダー平等とか、ジェンダーレスとか、それから、ジェンダーギャップを取りさらうとかね、そこでね、学校設置者の町長にちょっとお伺いしておきたいんですが、ジェンダー平等については、どのように考えてます。ジェンダーの平等。

あと、これは教育長にも併せてお伺いいたします。文科省のその中に枠の中だと答えは決まってくるんですが、町長にジェンダー平等について一つ、これ、これを踏まえてこれ議論やりますんで。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ジェンダー平等、いわゆる性の差別化などに対する、そういう意識をなくすということに解釈をしたいんですけれども、ですから、当然今の社会の中では一つの何ていいますか、当然のことだろうなというふうに思っております。

特に、この片仮名で出ますので、何となく別な意味もあるのかなと思ひもあるんですけれども、単純にそういうふうに私は判断したいなと思ってるんですが、これ間違ってますかどうか、その辺だと思うんですね。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 教育長にも文科省の指導の中での答えになると思っていますので、大

体答えは決まってるかと思いますが、一応、取りあえず答弁を。

- 議長（中山 哲君） 一般質問、今日、本日、一般質問始まる前に議員からの指名というか、それは町長に対するということで御理解くださいとお願いをいたしておりますので、今度町長に質問した中での町長が教育長と言ったら（「了解しました」の声あり）よろしくをお願いします。

教育長。

- 教育長（半田宏史君） ジェンダーの考えについてはですね、例えばトランスジェンダーとかについては、もう何ていうんですかね、一番最初私が知ったのは、金八先生だったですかね。もうそのときは衝撃的な、ああ、教育現場にもこういうことが起こり得るんだと。

ただ、それを現実に私なんかもう既に現職時代から経験して、普通にそういうこともなくやってこられたので、これからはやっぱりそういうことも含めてですね、文部科学からももうしばらく前からいろんな諸通知出ておりますので、それに従って対応していかなくちゃならないことだと考えております。

- 議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

- 10番（天野秀実君） 一般質問ですから、町長に対する質問ですので、町長にね、あとはだとしても町長にしますから。

私いいか悪いかと言われると、非常にこのジェンダー平等というのには抜け落ちてる観点があると私は思ってるもんですから、危険なものがあると思ってるんですよ。

そこでね、今状況としてお分かりのとおり、公立の高校、それから中学校で、要するに男性、女性の区別をなくしていくと。そして、制服についてもどちらが着てもおかしくない制服にしていくと。あと、これある公立の高校、ここではスカートタイプ、それから、スラックタイプ自由にもう選べると。そこで、男子生徒がスカートをはいてくるという状況もあるということに今なってます。これがね、ジェンダー平等なんです。そして、女性らしくしなさいなんていうのは、これね、これ結構ね、強制になるみたいなんです。男らしくしろとか、ね。

それはあれとして、今そういう高校で文科省も動き始めていると。要するに、さらに言うならば、私文科省のあれ読んだんですが、バイセクシャルとか、それから、言っているのかどうか分かりませんが、文科省ではこれは明確に障害という形で捉えてるんですが、ホモ、それからレズビアン、バイセクシャル、しかし、この人たちも学校で過ごしやすいような、その性の差別をなくした。そういう状況をつくっていこうという、こういう流れがあります。

それは、取りも直さず、先ほど言った不登校とか、それから鬱とか、そういったことを改善しようという努力だと私は理解しているんですが、この近い将来こういう方針が色麻町にも取り入れられる可能性は私はあると思ってるんですが、設置者が町長です。それから、教育部門のトップが教育長ですが、こういったことについて、率直にどのような見解を持たれておりますかね。その辺お伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私の年代では簡単に理解できないような状況だと思いますが、ただ、現実としては、そういう動きもあるということなんだと思いますが、我が町の小学校、中学校にあっては、そういう意味での、いわゆる男女の格差をなくすということのときに、それはちょっといかなものかという、率直に言わせてもらえばですよ、いろんな生活なんかでのね、通常的生活の中ではそういうことについては、同じように扱うということは当然ですけども、そういう制服関係とかですね、私ではなかなかそこまでは理解できませんので、今のところそういうふうに踏み切るには、ゴーサインは出したくないというふうに思ってます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 何とも言えないと言われると、その先になかなか進めないんですが、実はこのジェンダー平等で私は抜け落ちてる視点があると。その視点が抜け落ちたままにこれがどんどん進んでいって、近い将来学校のね、男子先生もね、これはジェンダー平等ですから、別に、こういうこと言うとなかなか。ちょっとな。大変なこと、例えばね、これ駄目だな、ちょっと怖い話だから。要するに、男の人が女性のスカートをはいてきたとしても、女性が男性の格好をしたとしても、やっぱりそういうのを認めていこうという、もうそういう流れがあるんです。

あるんですが、それはなぜかという、先ほど冒頭に言ったように、今教育現場がなかなか大変な状況にあるのを取り除いていきたいという、一つの努力の表れだと私は理解しております。理解しております。

そこで、私は男子の生徒がスカートをはいてこようが、女子の生徒がね、坊主にして、それから、男性服を着ようが、それはそれでいいと思います。しかし、先生に強制するつもりは全くないんですが、男性と女性は固体として最初から違うんですよ。その思春期を過ぎていく頃、男性は筋肉が盛り上がり男らしくなってくると。女性は丸みを帯びて女性らしくなっていく。

それでね、男性は男性らしくありたいという、そのね、基本的な権利というか、これはしっかり教えていただきたいんです。女性は女性らしくあると。女性なんだけれども、男性になりたいという人、それはそれでいいですよ、別に。認めますけれども、女性は女性でありたいと。そして、男の子が最初からね、男でないんですよ。いろんなものを経て男になるんですよ。女性は時間をかけながら女性になっていくと。このね、そういった観点でやって頑張ってお願ひしたいと思います。

それでね、絶対ね、絶対これ文科省の申し子の教育長先生とは絶対これ合わないんですが、私は教育の根本、教育というのは、私教育者じゃないから、自分の子供に教育するときの考え方だと理解してください。ね。これはね、絶対ね、文科省の方々に、先生方には絶対合わないんですよ。私はね、この自分の子供たちに教えるときの根本というのは、道義立国の達成にあると思う。道義立国。そして、人として歩いていく正しい道というあれかな。

それでね、子供は親にね、孝養を尽くすように私は教えるべきだと思ってるんです。そして、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合うと。そして、夫婦は仲むつまじく理解し合うと。よく分かった。友人は胸襟を開いて信じ合い、自分の言動を慎む。また、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、公共のために貢献する。そして、大事なものは、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて平和と安全に奉仕しなければならない。

いろんなところに私書いてるんです。お客さん来たときね、これ誰書いたんですかね。作業場とかいろんなところにいろんなのをあれしてんですけども、忘れないように書いているの中に、これがあるんです。

そして、私はこれはね、今も昔も変わらないね、人として生きる正しい道だと思ってるんですよ。そして、これは、我が国ばかりじゃなく、外国へ行っても間違いのない道なんだろうと私は思ってるんですが、ところが、どうですか。先生、こういうことを子供たちに教えない、られないですよ。これどうですか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） お答えをします。

例えばですね、今お話ありましたように、例えば親を大切にするとかね、家族、兄弟仲むつまじくなんかも本当に至極人として当然のことですよ。人として正しい道を歩くっていうのも当然なところですよ。

そこと、例えば先ほど言ったジェンダーとかね、それはまた別個の問題なので、やっぱり人として当然なことは、やっぱり学校でしっかりね、学校でも教えていかななくてはならないし、家庭でもね、その辺もしっかりとね、教えていただかなくちゃならないことだと思います。

学校教育は、いわゆる知識を身につけさせるという目標、観点ね、こういう観点から目標もありますが、同時に自分が大人になったときですね、社会になるとき、自分の考えでいろんな方向性を見極めて、それで進むっていう、そこの素地をつくるというのが学校教育の重大なところなんです。

だから、ある程度公平性を持ちながら指導をしていかなければならないと強く思っているところでございます。

○議長（中山 哲君） 天野議員にお諮りいたしたいと思えます。ただいま一般質問続行中ですが、会議時間は午後5時までとなっておりますので、残りの一般質問は、明日にお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

○10番（天野秀実君） はい。

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。

それでは、10番天野秀実議員の残りの一般質問は、明日にお願いいたします。

続いて、議員各位にお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 5 3 分 延会
